

平成23・24年度

日本歯科大学新潟生命歯学部

日本歯科大学大学院新潟生命歯学研究科

自己点検・評価報告書

平成26年3月

平成23・24年度
日本歯科大学新潟生命歯学部
日本歯科大学大学院新潟生命歯学研究科
自己点検・評価報告書

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II 沿革と現況	3
III. 基準に基づく自己評価	
基準1. 使命・目的等	7
基準2. 学修と教授	11
基準3. 経営・管理と財務	36
基準4. 自己点検・評価	48
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	
基準A. 在宅歯科医療による社会貢献と教育・研修	52
基準B. 世界標準を見据えた国際交流と人材育成	54

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・大学の理念

日本歯科大学は、平成24(2012)年に創立106周年を迎えたが、その創立以来自助努力という信念と勇気により、自らの判断と責任において大学運営を行ってきたことから、建学の精神を「自主独立」とし、建学時に謳われた大学の理念を「学・技両全にして人格高尚なる歯科医師の養成」として、100年を超える年月において脈々と継承されている。

2. 大学・大学院の使命・目的

本学は、建学の精神にのっとり、創立以来、自立して歯科医療を担うことができる医療倫理観を備えた優れた歯科医師の育成に努めてきた。日本歯科大学学則は、その目的を「本学は、高等教育の教育機関として、広く知識を授けるとともに、深く歯・顎・口腔の医学を教授研究し、知的、道徳的、および応用的能力を展開させることを目的とし、もって人類の文化の発展と福祉に寄与し、国民の健康な生活に貢献することを使命とする。」と規定している。

この大学の使命・目的を体して、医学の一領域・人体の健康を担当する医療人として、生命体ならびに生命体への医行為を学ぶことにより、知識と技術と倫理観、すなわち学・術・道を兼ねそなえた歯科医師の育成を目指している。

また、日本歯科大学大学院学則は、その目的を「歯学に関する学術の理論とその応用を教授し、研究者として自立して研究活動を行い、高度に専門的な研究能力とその基盤となる豊かな学識を養って、歯学の発展に寄与する」と規定し、自立して研究活動を行う高度な歯科医学研究者養成の理念としている。

3. 教育の目的

- (1) 幅広い教養と倫理観を持った医療人を育成する。
- (2) 問題を発見し解決する能力を持った医療人を育成する。
- (3) コミュニケーション能力のすぐれた医療人を育成する。
- (4) 歯科医学の最新の知識を生涯学び続ける能力を持った医療人を育成する。
- (5) 根拠に立脚した医療を実践できる医療人を育成する。
- (6) 専門に偏らない幅広い知識と技能を有する医療人を育成する。
- (7) 僻地医療や高齢者の介護福祉など地域医療に貢献できる医療人を育成する。
- (8) 口腔疾患を全身的関連で把握することのできる医療人を育成する。
- (9) 健康増進と疾病の予防に貢献できる医療人を育成する。
- (10) 世界をリードする国際性を有する医療人を育成する。

4. 日本歯科大学の個性・特色等

本学の個性・特色に関し特筆すべき点として、生命歯学部は平成13(2001)年1月、新潟生命歯学部は平成15(2003)年4月に大学機構改革を行い、教員組織について、学部講座要員と附属病院診療科要員とに再編した。この改組により講座要員は教育と研究、診療科要員は教育と診療を主務とし、教員がその特性を発揮して研究または診療に専念することが

可能となり、また、両者が連携することによって教育目的達成のための効率化が図られる組織構成となった。

次に、本学は、創立100周年を期して平成18(2006)年4月より、国内唯一、両歯学部の学部名を「生命歯学部」、「新潟生命歯学部」、学科名を「生命歯学科」および大学院の両研究科を「生命歯学研究科」、「新潟生命歯学研究科」に名称変更した。

変更の理由は、歯科は、明治以降100年間にわたって、歯という名称ゆえに患者国民から必要以上に小さい軽い存在として見られてきたが、この患者国民の先入観と誤解を払拭するため、現行の歯科医学・歯科医療の実情にそぐわない名称を、生命科学のレベルに相応しい名称変更する必要に迫られたことにある。

さらに、歯は歯肉・歯槽骨・顎骨・口腔周囲組織内に植立する器官であり、歯のみに限局した学問・医療ではなく、「歯科医学は生命体を学ぶ学問」であって、「歯科医療は生命体への医行為」であることから、生命という2字を冠したのである。

この改名によって、歯科学生と歯科医師の意識を改革し、患者国民の歯科に対するイメージを一新することを期している。

加えて、本学は、現在、2つの歯学部を有する唯一の歯科大学であり、東京と新潟の両キャンパスを合わせて、2つの生命歯学部、3つの附属病院、2つの附属図書館、2つの研究センター、2つの大学院生命歯学研究科、医の博物館及び2つの短期大学を擁し、学生総数約2,000人、専任教職員数約900人及び卒業生総数約20,500人を数えることから、このような歯科医育機関は国際的にも類がなく、本学は世界最大の歯科大学であるといえる。

5. 新潟生命歯学部の教育の特色

新潟生命歯学部は、6年一貫制のカリキュラムを編成して、一般教育から基礎、臨床教育へと効率的で整合性のある授業・実習を実施している。さらに、自己学習能力やコミュニケーション能力を高めるために、問題基盤型学習（PBLテュートリアル教育）を積極的に取り入れている。

また、5年次の新潟病院における臨床実習は、診療参加型を基本とし、総合診療科での実習をベースとして小児歯科、矯正歯科、口腔外科、歯科麻酔・全身管理科、放射線科、医科病院をスモールグループに編成しローテートしており、病院での実習と並行して保健所、福祉施設、保育園でのフィールド実習を行っている。特記すべきは、臨床実習に在宅歯科往診への同行を取り入れている点であり、他大学にはない重要な教育テーマとなっている。

本学は、医科病院を併せもつことから、臨床実習に内科・外科・耳鼻咽喉科の実習を取り入れており、消化器系外科手術の見学・病棟回診の見学・臨床検査科の見学等を通して、教科書での知識にとどまらず、医科診療の現場を実体験させ、全身的医療に対する認識を高めている。さらに、医の博物館は、教育施設としての役割を担っており、学生の授業に幅広く活用されている。

このように、歯学生が医療チームの一員として医療行為の一部をおこない、歯学生として責任を負うことによって、歯科医師となるために必要な知識・技能のみならず態度、価値観を身につけることができるようにカリキュラムが編成されている。

II. 沿革と現況

1. 本学部等の沿革

明治40(1907)年	6月	「私立共立歯科医学校設立認可」。東京市麹町区大手町1丁目1番地に創立
明治42(1909)年	6月	麹町区富士見町6丁目3番地（現在地）に移転し、同時に校名を「日本歯科医学校」と改称
	8月	専門学校令に基づき、日本歯科医学校を「私立日本医学専門学校」に昇格
明治44(1911)年	10月	日本歯科医学専門学校認定第1回卒業試験を挙行し、卒業生16名に卒業証書を授与
大正 8(1919)年	12月	財団法人日本歯科医学専門学校設立許可
昭和22(1947)年	6月	日本歯科大学（旧制）設立認可 大学予科を併設
昭和26(1951)年	2月	「学校法人日本歯科大学」設立（認可2月27日付）
昭和27(1952)年	4月	学校教育法に基づき、旧制日本歯科大学は「新制日本歯科大学」に昇格
昭和35(1960)年	4月	「大学院歯学研究科」（博士課程）開設
昭和46(1971)年	10月	台湾の中山医学大学（現校名）と姉妹校協定提携
	12月	大学設置審議会・私立大学審議会の両総会において新潟歯学部の増設・認可決定
昭和47(1972)年	4月	「新潟歯学部」（歯学科）開設、「同附属病院」開院
昭和52(1977)年	9月	「新潟寮」（女子学生寮）新設
昭和56(1981)年	6月	「新潟歯学部附属医科病院」（内科・外科・耳鼻咽喉科）開院
昭和58(1983)年	4月	「附属新潟専門学校」（歯科衛生士科）開校 （昭和62(1987)年短大に昇格）
昭和59(1984)年	9月	アメリカのミシガン大学歯学部と姉妹校・IUSOH（口腔保健のための国際姉妹校連合）協定提携
昭和60(1985)年	9月	フランスのパリ第7大学歯学部と姉妹校・IUSOH協定提携
	12月	中華人民共和国の四川大学華西口腔医学院（現校名）と姉妹校・IUSOH協定提携
昭和61(1986)年	3月	スイスのベルン大学歯学部と姉妹校・IUSOH協定提携
	5月	新潟歯学部で第1回国際歯学研修会を開催
	8月	イスラエルのヘブライ大学歯学部と姉妹校・IUSOH協定提携
昭和62(1987)年	4月	「日本歯科大学新潟短期大学」（歯科衛生学科）開設
	6月	カナダのブリティッシュ・コロンビア大学歯学部と姉妹校・IUSOH協定提携
	10月	イギリスのマンチェスター大学歯学部と姉妹校・IUSOH協定提携
昭和63(1988)年	6月	タイのマヒドン大学歯学部と姉妹校・IUSOH協定提携
平成元(1989)年	9月	医の博物館、アメリカのハートフォード医学・歯科医学歴史博物館と姉妹館提携 新潟歯学部8号館に「医の博物館」開館
平成 2(1990)年	3月	医の博物館、フランスのピエール・フォシャール博物館と姉妹館提携
	4月	「大学院新潟歯学研究科」（博士課程）開設

平成 3(1991)年	3月	フィンランドのトゥルク大学歯学部と姉妹校・IUSOH協定提携
平成 4(1992)年	11月	フィリピン大学歯学部と姉妹校協定提携
平成 5(1993)年	4月	アメリカのペンシルベニア大学歯学部と姉妹校・IUSOH協定提携
平成 9(1997)年	7月	オーストラリアのアデレード大学歯学部と姉妹校・IUSOH協定提携 ニュージーランドのオタゴ大学歯学部と姉妹校・IUSOH協定提携
	9月	新潟歯学部1号館に「アイヴィホール」新設
平成11(1999)年	2月	新潟歯学部6号館に「先端研究センター」竣工、開所
平成12(2000)年	9月	「新潟寮」(女子学生寮)改築竣工
平成13(2001)年	4月	附属病院に「総合診療科」設置(保存・補綴・歯周および口腔外科の一部を統合)
平成15(2003)年	4月	新潟歯学部二元化機構改革(学部講座と診療科を分離)実施
	6月	歯学会「Odontology」がMEDLINEに登録
	9月	新潟歯学部4号館に「他目的セミナー室」(12室)新設
平成16(2004)年	2月	「教員評価要項」作成による教員評価を本格実施
	4月	新潟歯学部2号館に「ITセンター」新設
	11月	新潟歯学部講堂に「骨格標本室」開設
平成17(2005)年	8月	モンゴル健康科学大学歯学部と姉妹校・IUSOH協定提携
平成18(2006)年	4月	学部名等の名称を「新潟生命歯学部生命歯学科、大学院新潟生命歯学研究科、新潟病院、医科病院」に変更 新潟・東京両学部間の「テレビ会議システム」導入
	6月	日本歯科大学創立100周年記念式典を挙行
	7月	新潟病院再整備(インプラントセンター改築他)竣工
	9月	日本歯科大学創立100周年記念碑建立(新潟キャンパス)
	10月	歯学会「Odontology」がISIデータベースに収録
平成19(2007)年	11月	アメリカのメリーランド大学歯学部と姉妹校協定提携
	9月	マルチメディア臨床基礎実習室全面改装竣工
平成20(2008)年	10月	携帯電話利用学生指導・支援システム導入
	10月	大学機関別認証評価の一環として、「財日本高等教育評価機構」評価員が新潟キャンパスを实地調査
平成21(2009)年	3月	「財日本高等教育評価機構」より、日本歯科大学が平成20年度大学機関別認証評価の基準を満たしていると認定
平成22(2010)年	4月	日本歯科大学大学院創立50周年
平成23(2011)年	2月	新潟短期大学専攻科が、独立行政法人大学評価・学位授与機構より、同機構の定める要件を満たす専攻科として認定
	4月	新潟病院いびき診療センターを睡眠歯科センターに改称し、診療施設を移設拡充
	10月	新潟病院在宅歯科往診ケアチームが第63回保健文化賞を受賞

2. 本学部等の現況

〔大学・学部名〕 日本歯科大学・新潟生命歯学部

〔所在地〕 新潟県新潟市中央区浜浦町1丁目8番地

〔学部等の構成〕

学部等	学科等	修業年限
新潟生命歯学部	生命歯学科	6年
新潟生命歯学研究科	博士課程	4年

(1) 学生数・教職員数 (平成23年5月1日現在/単位:人)

①学部・学科の学生数

学部	学科	入学定員 (募集人員)	編入学 定員	収容 定員	在籍学 生総数	在籍学生数					
						1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次
新潟生命 歯学部	生命歯学科	120 (73)	若干	720	507	53	79	83	88	92	112

②大学院研究科の学生数

研究科	専攻	入学定員	収容 定員	在籍学生数			
				一般	社会人	留学生	計
新潟生命歯学研究科 (博士課程)	生命歯学専攻	18	72	39	—	3	42

③教員数

学部・研究科 病院・研究所	専任教員数					助手	非常勤
	教授	准教授	講師	助教	計		
新潟生命歯学部	22	25	21	13	81	—	
新潟生命歯学研究科	—	—	—	—	—	—	
新潟病院	8	15	17	37	77	—	
医科病院	1	0	0	0	1	—	
先端研究センター	3	3	1	2	9	—	
計	34	43	39	52	168	—	237

④職員数

正職員	169
その他	75
計	244

(2) 学生数・教職員数 (平成24年5月1日現在/単位:人)

①学部・学科の学生数

学部	学科	入学定員 (募集人員)	編入学 定員	収容 定員	在籍学 生総数	在籍学生数					
						1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次
新潟生命 歯学部	生命歯学科	120 (60)	若干	720	504	79	62	80	66	104	113

②大学院研究科の学生数

研究科	専攻	入学定 員	収容 定員	在籍学生数			
				一般	社会人	留学生	計
新潟生命歯学研究科 (博士課程)	生命歯学専攻	18	72	45	—	4	49

③教員数

学部・研究科 病院・研究所	専任教員数					助手	非常勤
	教授	准教授	講師	助教	計		
新潟生命歯学部	24	24	18	13	79	—	
新潟生命歯学研究科	—	—	—	—	—	—	
新潟病院	9	13	22	31	75	—	
医科病院	1	0	0	0	1	—	
先端研究センター	2	3	1	2	8	—	
計	36	40	41	46	163	—	253

④職員数

正職員	166
その他	57
計	223

Ⅲ. 基準に基づく自己評価

基準1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1の自己判定

基準項目1-1を満たしている。

(2) 1-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

使命・目的及び教育目的は、学則、学生便覧並びに各学年のシラバスに具体的かつ明確に記載されており、教員、学生とも常にその内容を意識している。

本学の「建学の精神」及び教育の理念等「大学の基本理念」は、毎年開催される創立記念式典において、学長より教職員並びに校友等出席者に対し繰り返し述べられている。学生に対しても、入学時等の教育に関する説明会に臨んで学長・学部長等より詳細に解説を加えており、平成23(2011)・24(2012)年度においても、4月開催の第1学年オリエンテーション合宿に際して学生便覧に基づき説明を行い、学部長等からその重要性が強調されている。

また、大学案内や学生募集に関するパンフレット及び本学ホームページによって、建学の精神や教育の理念・目的が学内外に広報されている。なお、大学院新潟生命歯学研究科についても同様に広報されている。

(3) 1-1の改善・向上方策（将来計画）

現在の教育目的はあくまでも目指すべき指標であるので、今後は成果基盤型すなわち卒業時に有すべきコンピテンシーについて掲げていく必要がある。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

《1-2の視点》

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2の自己判定

基準項目1-2を満たしている。

(2) 1-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①日本歯科大学新潟生命歯学部は、6年一貫制のカリキュラムを編成して、一般教育から基礎、臨床教育へと効率的で整合性のある授業・実習を実施している。さらに、自己学習

能力やコミュニケーション能力を高めるために、問題基盤型学習(PBLチュートリアル教育)、チーム基盤型学習(TBL)を積極的に取り入れている。

また、プロフェッショナルリズム教育の一環として、保健所、福祉施設、保育園での学外実習を実施しており、特に全国で初めて臨床実習での在宅歯科往診実習を必修化し、教育目的の一つである、僻地医療や高齢者の介護福祉等の地域医療に貢献できる医療人の育成に力を注いでいる。本学は、医科病院を併せ持つことから、臨床実習に内科・外科・耳鼻咽喉科の実習を取り入れており、消化器系外科手術の見学・病棟回診の見学・臨床検査科の見学等を通して、教科書による知識にとどまらず、医科診療の現場を実体験させることにより、全身的医療に対する認識を高めている。さらに、医の博物館は、歯学史・医学史を学ぶ教育施設としての役割を担っており、学生の授業に幅広く活用されている。

②学校教育法第85条(目的)、大学設置基準第2条(教育研究上の目的)及び同設置基準第40条の4(大学等の名称)その他関連する法令等に基づき、使命・目的及び教育目的が適切に定められており、かつ、これらに基づいて適切に教育研究活動等が展開されている。

③近年8020運動の達成率は40%に迫り、セルフ口腔ケアのできない要介護高齢者の残存歯数が増加したため、歯科的対応の困難な事例が発生している。また、高齢者の口腔ケアによる誤嚥性肺炎予防の有用性が示され、介護職も口腔内に目を向けるようになった結果、歯科訪問診療は歯科治療だけでなく、摂食・嚥下障害や肺炎ハイリスク症例等のより高い専門性が求められてきた。新潟生命歯学部では、この変化に適宜対応しながらカリキュラムのブラッシュアップを実施して行く。

(3) 1-2の改善・向上方策(将来計画)

社会のニーズに応える歯科医師を養成するために、疾病構造の変化を的確に把握し、そのニーズに適応したカリキュラムの変更を行っていく。特に、成果基盤型の学習に移行していくことで、日本歯科大学新潟生命歯学部が養成する歯科医師としてのコンピテンシーを明確に掲げる。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

《1-3の視点》

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3の自己判定

基準項目1-3を満たしている。

(2) 1-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

①使命・目的及び教育目的に関しては、学部としての最高決定機関である教授会において、

毎年、学生便覧やシラバスを配布するとともに詳細に説明を行い、その有効性について理解を深めている。特に、教員評価の一環としての授業アンケート、あるいは各学年の年度末に実施される学生アンケートにより有効性の確認を行っている。また、それらの結果については、病院組織においても科長会議の場で、教授会構成員である病院長から各科長等に説明されている。さらに、学部長、教務部長、学生部長、病院長、事務部長等で構成する学部内連絡会議が毎月一度開催され、横断的な面でも有効性について理解をを深めることとしている。

②各講座、各診療科、事務組織等において、すべての教職員に対して、必要な資料は配布され、さらに周知を徹底している。学外への周知については、ホームページ、大学案内または入試要項等に関連事項が掲載されており、十分周知されているものとする。

③使命・目的及び教育目的の有効性に関して、教授会、研究科委員会、病院科長会議、学部内連絡会議等においてまとめられ毎年理事会に提出される事業報告から、その問題点や改善点を次年度の事業計画に反映させている。

④学部においては教授会並びに下部組織であるカリキュラム委員会、大学院歯学研究科においては大学院教授会に相当する研究科委員会を構成し、各組織間での整合に努めている。

(3) 1-3の改善・向上方策（将来計画）

使命・目的及び教育目的の有効性について、役員、教職員の理解と支持並びに学内外への周知に関しては、今後も継続的に効果的な方法を模索しながら実施していきたいと考えている。使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性についても、常に社会の変化を捉えながら、その都度ニーズにマッチした教育研究組織を構築し、各組織間で齟齬のないように努めていく予定である。ただし、中長期的な計画については、社会の変化に応じるために短期的な計画になりがちであるので、将来を見据えて中長期的な計画を立案するように努める。

[基準1の自己評価]

本学は、創立以来、建学の精神に基づく大学の使命や目的を一貫して掲げてきた。この点については、昭和47(1972)年に2番目の歯学部として開設した新潟生命歯学部においても受け継がれ、生命歯学部と同様に建学の精神に基づき社会的貢献を果たしてきたことは、本学の誇る伝統といえる。また、使命・目的及び教育目的は、学則、学生便覧、シラバス等に具体的かつ明確に記載されており、教員、学生とも常にその内容を意識している。さらに、本学の「建学の精神」及び教育の理念等「大学の基本理念」は、毎年開催される創立記念式典において、学長より教職員並びに校友等出席者に対し繰り返し述べられており、学生に対しても、入学時等の教育に関する説明会に臨んで学長・学部長等より詳細に解説を加えている。

学外に関しても、大学案内や学生募集に関するパンフレット及び本学ホームページによって、建学の精神や教育の理念・目的が学内外に広報されている。また、教育方針につい

ては、近年疾病構造の変化への対応が求められているため、新潟生命歯学部ではこの変化に適宜対応しながら訪問診療等を取り入れたカリキュラムを編成する等、常に使命・教育目的を見失うことなくカリキュラムのブラッシュアップを行なっている。このように、関係法令に適合していることはもちろんのこと、各基準項目における事実の説明と自己評価を総合判断した結果、本学としては基準1全般について十分満たしているものと判断する。

基準 2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

《2-1 の視点》

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目2-1を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

新潟生命歯学部

①本学では、建学の精神を踏まえた基本理念、すなわち、高等教育機関として、広く知識を授けるとともに、深く歯・顎・口腔の医学を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とし、もって人類の文化の発展と福祉に寄与し、国民の健康な生活に貢献することを使命としており、これと次に挙げる教育目標を達成するための人材を求めている。

その教育目標とは

1. 幅広い教養と倫理観を持った医療人を育成する。
2. 問題を発見し解決する能力を持った医療人を育成する。
3. コミュニケーション能力のすぐれた医療人を育成する。
4. 歯科医学の最新の知識を生涯学び続ける能力を持った医療人を育成する。
5. 根拠に立脚した医療を実践できる医療人を育成する。
6. 専門に偏らない幅広い知識と技能を有する医療人を育成する。
7. 僻地医療や高齢者の介護福祉など地域医療に貢献できる医療人を育成する。
8. 口腔疾患を全身的関連で把握することのできる医療人を育成する。
9. 健康増進と疾病の予防に貢献できる医療人を育成する。
10. 世界をリードする国際性を有する医療人を育成する。

である。

本学のアドミッションポリシーは、「本学は基本理念と教育の目標を達成するために、十分な学力と高い目標意識を持ち、相手の気持ちを理解できる人間性豊かな人を求めています。」としており、この周知については、大学ホームページ並びに入学試験要項にその旨を明記している。

①年6回実施しているオープンキャンパス及び全国各地で数回開催する入試説明会において、基本理念と教育目標を提示し、そのうえで、アドミッションポリシーについてその都度説明をしている。

②アドミッションポリシーに合致した学生を受け入れるために、オープンキャンパスの参加を必須としたアドミッションオフィス(AO)入試を実施している。この入試については、

特にその入試要項に本学の「基本理念」、「教育目標」、「アドミッションポリシー」を理解している者と明記している。

②AO入試では、出願時に志望理由書及び自己PR用紙を提出させ、アドミッションポリシーに合致した志願者であるかを評価している。特に、本試験区分は学力試験がないことから面接時間も十分に確保し、その合否判定に資するべき評価を行っている。

②推薦入試については、指定校をはじめとする高等学校を訪問し、進路指導担当者または学校長に対し、「基本理念」、「教育目標」及び「アドミッションポリシー」について説明し、理解を求めている。

②AO入試、推薦入学試験、大学入試センター試験利用入学試験、一般選抜前期入学試験、一般選抜後期入学試験の5区分により60人の学生を募集している。すべての入学試験において、面接試験を課すことにより、アドミッションポリシーに従い学力のみならず“目的意識と人間性”についても適切に判断できるように配慮している。

③本学の募集人員は60人であるが、本来の入学定員は120人である。歯科医師過剰対策に伴う、日本私立歯科大学協会での20%の募集人員削減申し合わせにより、平成元(1989)年度から募集人員を96名としていたが、昨今の歯学部定員割れの状況を踏まえ、現状に合わせるために大幅に募集人員を削減したものである。

したがって、本来は、96名の入学者は容認できると考える。

新潟生命歯学研究科

①新潟生命歯学研究科は、入学要項に目的は記載してあるもののアドミッションポリシーは明記されていない。また、入学要項に記載されている目的と大学院学則に記載されている目的とが正確には一致していない。

②新潟生命歯学研究科は、建学の精神を理解し、目的を達成できる十分な意欲と能力をもっていることを確認するために、面接試験と小論文試験を課している。また、幅広い受験機会を提供するために、9月、12月、3月と3回に分けて入学試験を行っており、さらに10月にも入学を受け入れている。

③新潟生命歯学研究科の入学者数は、平成23(2011)年度7人、平成24(2012)年度14人、平成25(2013)年度6人と入学定員18人よりもいずれも少なかった。

(3) 2-1の改善・向上方策（将来計画）

新潟生命歯学部

①～③ 本学の入試については、厳正かつ真摯に行っていると考えるが、志願者がより多く集まるようにアドミッションポリシーの周知のための広報の充実、具体的にはホームページの充実、オープンキャンパスの更なる周知である。

②入試における面接時間については、AO入試及び推薦入試では十分な時間を確保できることから“目的意識と人間性”の判断は、し易い一方、大学入試センター試験利用入学試験、一般選抜前期入学試験、一般選抜後期入学試験では前述の区分に比べ十分な確保はできていないと思われる。しかしながら、この試験区分については時間の制約は避けることができないため、面接試験における質問方法、内容を検討する。

新潟生命歯学研究科

①新潟生命歯学研究科は、大学院学則に記載されている目的を達成するために必要となる適切なアドミッションポリシーを早急に策定する。また、入学要項記載の目的を大学院学則と整合させるとともにアドミッションポリシーを明記する。さらに、これらをホームページに記載して周知を図っていく。

②新潟生命歯学研究科は、建学の精神を理解し、目的を達成できる十分な意欲と能力をもっていること、さらにアドミッションポリシーに適合していることを面接試験と小論文試験を通して確認していく。

③新潟生命歯学研究科は、大学院に入学することの利点を臨床研修歯科医師に対して早い時期から丁寧に研究科として伝達するとともに、返還義務のない年間50万円の奨学金が成績上位5人に対して4年間にわたって支給される本学独自の奨学制度があることも周知する。また、説明会を開催して講座ごとにその内容と魅力を伝えること等によって入学者数の増加を図ることとする。

2-2 教育課程及び教授方法

《2-2の視点》

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2の自己判定

基準項目2-2を満たしている。

(2) 2-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

新潟生命歯学部

①教育目的を踏まえた教育課程編成は、教育に関する委員会のうち、カリキュラム委員会において実施している。さらにその委員会には、教育の骨格に合わせて、(1)教養教育部会、(2)基礎教育部会、(3)臨床教育部会、(4)CSL部会の4部会が編成され、各々の教育課程の編成を検討している。

①上記のカリキュラム委員会に加え、本学のカリキュラムの3本柱である(1)教養教育（医療人初期教育、人文・社会科学、自然科学、語学教育、情報科学、健康とスポーツのカリキュラム）、(2)歯学教育（医の原則、歯科医師としての基本的な態度、社会と歯学、生命

科学、歯科生体材料・歯科材料、臨床歯科学、統合講義、隣接科学、総合試験、病院実習、総合科目、包括歯科医療のカリキュラム)、(3)PBL教育(プロフェッションである歯科医師として生涯学習ができる人間形成を目的とした問題解決能力の育成カリキュラム)があるが、(3)については単独でPBL教育委員会を設置してその編成を行っている。

①これら委員会には内規的に教育課程編成方針を設けており、これに基づいて教育課程を編成している。

②医療人に必要な教養・コミュニケーション能力・倫理観念の習得を押し進めるため、従前の一般教養・基礎歯学・社会歯学に関する教育に加え、附属の新潟病院における病院体験実習や医の博物館における見学も低学年の授業に取り入れている。

平成24(2012)年度より第2学年後期授業において、医療人としての倫理教育、プロフェッショナルリズムを備えた臨床前教育を配慮し、従前の「医の倫理入門」、「社会歯科学入門」を統合し系統的に学べるよう両科目を統合した。また、平成22(2010)年度には第1学年後期に「プロフェッション」と称する授業科目を新設したが、学生の意識とモチベーションの向上に寄与しており、医療人としての資質を育成するための講義について講座・診療科等の相互の連携を図っている。

②第5学年時の診療参加型実習をより効果的に、かつ実践性をもたせるために、平成23(2011)年度から第2学年のカリキュラムを改変し、第3学年から臨床関連の基礎実習を開始できるようにした。平成24(2012)年度の第3学年からこの実習は開始されている。この実習は、前述の臨床教育部会とCSL部会が連携し、系統的に連続性を確保できるように改変している。

また、上記の基礎実習開始を繰り下げることに連動し、座学としての臨床系科目が先行するように基礎教育部会と臨床教育部会が連携し、系統的に連続性を確保できるように改変している。

②教授方法の工夫・開発については、教育支援委員会、FD委員会及びPBL教育委員会で行っている。また、カリキュラム委員会においても、カリキュラムの主旨に基づいた教授方法を示唆する必要がある場合は、授業担当者と協議している。

②TBLについては、現在、FD委員会において教授方法の周知を心がけている。また、ソクラテス授業の方法、Jenzabarの使用法およびCAIの使用法について、必要があれば都度教育支援委員会または教務部で支援している。

新潟生命歯学研究科

①新潟生命歯学研究科は、基準項目1-1に記載してある目的を達成するように教育課程を編成しているものの、カリキュラムポリシーとして明確化し、それを公表することはしていない。

②新潟生命歯学研究科は、教育目標達成のために、それぞれに6専攻主科目からなる基礎科学系専攻、応用科学系専攻及び臨床科学系専攻を置いている。専攻主科目毎に選択可能な2つの選択科目を決めている。さらに、1つの選択科目は同じ分野から選択することを基本としているものの、状況に応じた柔軟性を確保するために、状況に応じて全ての科目から自由に選択可能とすることによって、生命歯学に関する広範囲な知識を自力的に学習できるようになっている。教育内容、学習目標、評価方法を学生に明確にするために、教育とその方法を標準化し、同内容の英訳を付記したシラバスを作成している。各主科目授業担当の責任者が統一したシラバスに従い、独自性を維持しつつ確実に授業を実施している。研究レベル、先端的内容を盛り込んだ種々分野の臨床症例から、近い将来における臨床のあり方を学ぶ「症例解説」の必修授業を設けている。また、大学院生の研究課題の選択やその遂行がスムーズに行われるように、「研究のデザインと倫理」、「研究の基礎」の必修授業も設けている。さらに、学位審査や国際誌・専門学術雑誌への投稿に際して問題となりやすい実験計画法・統計解析法に関して、2年生以上の大学院生も受講できるように工夫している。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

新潟生命歯学部

①教育課程編成方針については、カリキュラム委員会では明らかになっているものの公表はしていないので、今後はカリキュラムポリシーとして明文化し、公表する必要がある。

②教育課程は教育課程編成方針に沿って、カリキュラム委員会の各部会及び教育関連の各委員会で連携のうえ系統的に行われており、委員会組織的には体系的に編成されている。

②教授方法の工夫・開発については、授業担当者への完全な周知ができていないのは事実であり、今後は周知に関する講習会の開催頻度を増やす必要がある。

新潟生命歯学研究科

①新潟生命歯学研究科は、大学院学則に記載されている目的を踏まえたカリキュラムポリシーを早急に策定する。さらに、これをホームページに記載して周知を図っていく。

②新潟生命歯学研究科は、策定するカリキュラムポリシーに現行の教育課程に沿っているかを検証し、必要な見直しを行うとともに教授方法のさらなる工夫・開発を行っていく。

2-3 学修及び授業の支援

《2-3の視点》

2-3-① 教員と職員の協働並びにTA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3 の自己判定

基準項目2-3を満たしている。

(2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

新潟生命歯学部

①学生への学修支援については、各学年に学年主任1名、副主任1～2名を配置し、事務組織である教務部・学生部と連携をとり、履修指導から学修の進め方、成績に関する指導、さらには学生生活全般に至る幅広い内容の相談支援を行っている。

①第1学年については、大学入学時に多くの相談事項が発生することから、副主任を2名体制にしている。

①第1学年及び第2学年については、主任・副主任の他に、学生7～8名に1名の臨床系教員を配置し、きめ細かな学修の進め方の相談を受けるとともに、成績や生活に関する指導を行っている。

①副主任については、第1学年から第6学年までその職を任せ、継続的な指導等ができるように配慮している。

①第6学年については、国家試験合格に向けた学修支援を目的に、能力別に対象学生人数を変えて、きめ細やかな指導ができる体制をとっている。

①第6学年留年者に対しては、大学院生または研修歯科医修了直後の非常勤歯科医師をTAとし、学修支援体制を整えている。

①上記いずれの事項も教務部・学生部と連携をとっている。

新潟生命歯学研究科

①新潟生命歯学研究科の大学院生については、指導教授及び専攻主科目の研究科担当教員がきめ細かくこれらの支援にあたっている。また、入学後の早い時期に、図書館職員の協力を得て文献検索方法について学修している。さらに、国際的視点に立脚した高度な生命科学者を養成するために、大学院生海外研究発表旅費助成規程を設け、歯科医学の分野において国際的に権威のある学会で大学院生が研究発表することを奨励している。なお、国際学会で発表・討論する英語力を身につけるため、日本歯科大学歯学会で開催しているEnglish学内発表会への参加も奨励している。

(3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

新潟生命歯学部

①徹底した個人情報管理のもとで学生データベースを充実させているが、現代学生の精神的成長に合わせた細やかな学生支援をさらに充実させる。

①教務部・学生部での窓口サービスについては、窓口対応時間が17時30分であるため、さらに時間を延長し18時までの対応ができるように検討する。

新潟生命歯学研究科

①新潟生命歯学研究科は、日本歯科大学歯学会で開催しているEnglish学内発表会のほか、エキスパートセミナーや研究推進フォーラムのより積極的な活用を大学院生と指導教員に促していく。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

《2-4の視点》

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4の自己判定

基準項目2-4を満たしている。

(2) 2-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

新潟生命歯学部

①学則第41条によって卒業に必要な単位数を199単位以上と定めているが、現時点の6か年の総修得単位数は199.75単位であり、年次別履修科目はカリキュラム委員会で慎重に審議し、教授会の承認を得て定められている。

①履修科目は第1学年で学ぶ一部科目を除いて全て必修となっており、編入学生を除く全ての学生に必修科目の単位取得を要求しているため、進級及び卒業に必要な単位数は全員同一であり、履修科目の上限設定を設けるという考え方は採用していない。

①形式上単位制を取っているが、高学年で実施する授業は低学年で実施する授業を基礎としたもので、在学期間内に必要な単位を取得すると卒業資格が得られるという純粋な意味での「単位制」とは異なっている。

①進級の要件は、学則第38条によって定められており、教授会において進級判定及び単位の認定を行う。さらに、卒業の要件は、学則第41条に定められており、本学に6年以上在学し199単位以上を修得した者に卒業試験の受験資格を与え、この試験結果について教授会で審査し、学長が卒業を認定している。

新潟歯学研究科

①新潟生命歯学研究科では、学位論文及び最終試験の合格または不合格については、大学院学則に従って研究科委員会の審議によって厳正に決定しているが、ディプロマポリシーは明示していない。なお修了に必要な単位数は、30単位と学則に定められている。また、年次別に履修科目の大学院基準単位取得配分表を策定し、主科目、副科目、選択科目、必修科目の各所要単位を決めている。ただし単位認定についても、研究科委員会の審議によって厳正に決定しているが、その基準を明確には示していない。

(3) 2-4の改善・向上方策（将来計画）

新潟生命歯学部

①本学は現在、ディプロマポリシーを提示はしていない。この理由として、カリキュラム編成に際し、教育目標に準じているが、所謂4年制大学の単位制ではないことから、各学年を進級することで教育目標に到達していると解釈できるからである。

今後、歯学部におけるディプロマポリシーの意義を検討するとともに、現状での卒業基準との整合性を勘案したディプロマポリシーを検討する。

新潟歯学研究科

①新潟生命歯学研究科は、大学院学則に記載されている目的を踏まえたディプロマポリシーを早急に策定する。さらに、これをホームページに記載して周知を図っていく。また単位認定・成績評価についても、シラバスに当該授業科目における「評価基準・方法」を記載するとともに、研究科委員会として明示することとする。

2-5 キャリアガイダンス

《2-5 の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5 の自己判定

基準項目2-5を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

新潟生命歯学部

①歯学部は、提供する教育科目全てがそのキャリア教育に該当する。

①第5学年及び第6学年時に臨床研修制度について説明し、研修先選択に必要な情報を提供している。

①プロフェッション及び第5学年時の特別授業等で、臨床研修修了後のキャリア形成に必要な情報を提供するとともに、教務部・学生部でこれらの情報提供を行っている。

①歯科医師臨床研修制度が必修化されていることから、学部の附属である日本歯科大学新潟病院をはじめ臨床研修施設として指定された医療機関を、本学卒業生も全員が研修歯科医として選択している。

新潟生命歯学研究科

①新潟生命歯学研究科では、大学院生に係る社会的・職業的自立に関する指導が必要なときは、基本的には指導教授が行っている。しかし、大学院修了時の学生は原則28歳以上の歯科医師であり、自分に適した自立する道を自らが探し出していることが多い。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

新潟生命歯学部

①キャリア教育のさらなる強化には、カリキュラムの更なる充実が必要である。再点検、改訂を重ね教育課程の充実を図る。

①臨床研修制度及びその後の大学院進学などの情報を、ホームページ・学内掲示板の利用や説明会の開催等種々の機会を通して学生に浸透させる。

①これからの医療の提供の変革を見据えたカリキュラムを検討する。

新潟生命歯学研究科

①新潟生命歯学研究科では、大学院生が研究の内容と関わる専攻分野への進路、特に大学における地位を希望する場合には、指導教授ができるだけの指導・助言を行うこととする。さらに、指導教授では十分な対応ができないときには、研究科長はじめ教務部・学生部で対応することを大学院生に十分に周知しておく。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《2-6の視点》

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6の自己判定

基準項目2-6を満たしている。

(2) 2-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

新潟生命歯学部

①② 共用試験及び歯科医師国家試験は、その結果が教育目的の達成状況の客観的評価であることからそれを分析し、科目毎に本学学生の平均点等を教員に提示し、担当教員にフィードバックしている。

①② 授業評価アンケートは、「板書または配布物」、「話し方」、「説明の分かりやすさ」、「教員の意欲や熱意」、「学生への対応」など13項目を5段階で評価している。また、5段階評価のほかに、自由記入欄を設け自由に記述できるようになっている。これらの結果は、次年度のはじめに各教員にフィードバックし、翌年の参考にしてもらうことで授業の改善に活用している。

①② 実習についてはその実習最終日に授業評価に類似した形で評価しており、同様にフィードバックしている。

①② 授業評価アンケートの他に、教務部で学年全体の授業・教員に関するアンケートを実施しているが、教員名を自由に記載できることから、その結果は教務部から個別に担当

教員へフィードバックしている。

新潟生命歯学研究科

①新潟生命歯学研究科では、大学院研究発表会を秋に開催し、それまでの研究成果を学会形式で発表する機会を設けている。この研究発表会では質疑応答を重視し、研究科委員はもちろんのこと、学内の多くの教員が出席して活発に討議している。各大学院生の発表を研究科委員が多方面から評価し、最高得点者を最優秀発表者として表彰している。この発表会を通して論文の質が向上するとともに、厳しい学位審査に合格するために何が必要かを大学院生が認識し準備することが可能となる。なお、最終学年の大学院生に対して発表を義務付けているが、それより下の学年の大学院生に対しても積極的な参加を呼び掛けている。

②大学院研究発表会における採点結果の平均値は、指導者の指導に対する評価結果とともらえることができ、その後の指導方法・内容の改善に大きく役立っている。また、討議内容と発表会終了後における意見交換は指導者に対しても大きなフィードバックとなっている。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

新潟生命歯学部

①授業評価及び教員評価アンケートを今後も継続実施し、評価結果を基に教育内容の改善を図る。共用試験結果や国家試験結果を基に教育内容の弱点部分を明確化することで、教育内容の点検を実施し、将来的なカリキュラム改編のための資料、授業担当者決定の一助として教育内容の充実を図る。

②FD研修活動の一環として、研修会、ワークショップなどの頻度を増やし教育への工夫を実施する。

新潟生命歯学研究科

①新潟生命歯学研究科では、大学院研究発表会が極めて有効であることが判明したため、大学院研究中間発表会を新たに設け、3年生の大学院生に対しては発表を義務づけることとし、また2年生以下の大学院生に対しても発表を積極的に働きかけていくこととする。また、2年、3年の大学院生の研究進捗状況、学会発表・論文発表状況の年度末報告を義務付ける方向で調整を進める。

②上記を行うことにより、指導者に対しても研究指導等の改善につながる評価結果のフィードバックになる。

2-7 学生サービス

《2-7 の視点》

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7の自己判定

基準項目2-7を満たしている。

(2) 2-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

学生生活安定のための支援策としては、下記表1（大学独自の奨学金・学費ローン紹介・授業料免除制度）のような学修奨励や経済的支援を目的にした多彩な奨学金制度を設けている。

表1 学生が利用可能な奨学金等の概要

名 称	免除・給付元	対 象	返済有無
本学育英奨学制度	本学	保護者が死亡した者	無
本学学術奨学制度	本学	各学年成績優秀者10名	無
日本学生支援機構（旧日本育英会）	日本学生支援機構	申請者	有
あしなが育英会	あしなが育英会	保護者が死亡した者	一部無
新潟県奨学金	新潟県	申請者（経済的理由ある者）	有
新潟市奨学金	新潟市	申請者（経済的理由ある者）	有
日本歯科大学学資ローン	東京三菱UFJ銀行ほか	申請者	有

※上記の他にも、交通事故遺児奨学金、新潟県母子家庭福祉資金制度などの給付を、必要に応じて紹介している。

奨学金制度には、公的なものは日本育英会、地方公共団体及び民間財団法人等の制度が利用できる。また、本学独自の奨学金制度は2つあり、1つは保護者の死去による就学が困難となった学生を対象とした本学育英奨学制度、もう1つは優秀な人材の育成を目的とした本学学術奨学制度で、いずれも返還を必要としない。

保護者の収入減等により、入学後に学費納付が困難となった学生から相談があった場合には、提携する金融機関（都市銀行）の学費ローンを紹介する環境が整備されており、経済的理由による退・休学のリスク低減に寄与している。

また、学部入学試験において、筆記試験、面接試験、調査書の総合審査により、学力、人物とも優秀な者には教育充実費の全額免除及び本学職員の子弟には初年度納付金の半額減免を実施しており、さらに、学年始めより1年間休学を許可された者または命ぜられた者については、当該学年の授業料等を減額する学納金の減免制度を採用している。加えて、平成21(2009)年度入学者から、成績優秀者に対する特待生制度を導入しており、入学初年度から6年間の学費が半額となる。

一方、学校安全の立場から、教務部・学生部配属教員、事務専任職員は、防犯・防災を含めた危機管理を所掌し、かつ、各学年のクラス主任、サポーターなど生活指導教員が定期的に連絡会議を開催し、学生生活全般の支援を行う組織として連携を維持している。

本学独自の緊急メール配信システム（i-Anpiシステム）は双方向での情報交換機能を有しており、緊急時の安全確認、情報伝達をはじめ、東日本大震災時や新型インフルエンザ対策時など過去の危機管理時に有効に活用されてきた。

クラス主任・副主任は、修学上問題の生じた学生に対し、速やかに相談指導が可能なよう連絡環境が整備されており、特に中途退学や留年を未然に防ぐ観点から、授業欠席回数が多い学生及びその保証人への連絡・相談・指導等を、前後期試験後を中心に実施している。

また、学生の心身の健康増進と豊かなキャンパスライフの構築、何より建学の精神に基づく人材育成の補完教育として、学生による課外活動を積極的に支援している。学生クラブ活動の強化及び支援の充実を図り、大学の活性化を推進することを目的に、学生会が主体となり各クラブが体育会、文化会、学術会を組織し、優秀な成績を残した学生に対しては本学校友会から奨励賞が授与されている。

学生の心身の健康管理に関しては、本学学校医である医科病院医師が常勤し、いつでも受診が可能なように教務部・学生部と連携体制が整備され、定期健康診断を含めた保健管理体制は充実している。怪我や体調不良時の応急処置、健康相談まで、心身の健康等に関する支援を行っている。

また、学生生活における様々な悩みや問題に対し、速やかにその相談相手になり、問題の解決への指導助言を行うために学生相談室が設置されている。また、学内外でのセクシャルハラスメントの相談についても学生相談員2名が担当している。

学生相談室は、精神的健康を向上させるためスクールカウンセラー（臨床心理士・非常勤）を配置し、毎週水曜日に予約制でカウンセリングを受けられるよう体制が整備されている。スクールカウンセラーは、必要に応じて教務部・学生部、各クラス主任・副主任、担当サポーター等と連携し問題解決にあたっている。

本学には、これら複合的な学生生活支援、安全管理体制が整備されており、学生の修学上の障害要因を可及的早期に排除するよう配慮している。

学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用については、下記表2（学生を対象とした調査一覧）に示したような調査・対策（教員・学生委員の委嘱）を実施している。

表2 学生を対象とした調査等の一覧

名 称	対 象	結果の活用状況
授業評価アンケート	全受講者	教員へのフィードバック、学生の要望把握
教務部アンケート	全学生	授業・実習の改善、学生の要望把握
教務部卒後進路調査	6年生	進路指導、学生の要望把握
学生部調査（生活習慣調査）	4年以下全学生	生活習慣指導、学生の要望把握
学生部調査（部活状況調査）	4年以下全学生	部活状況指導、学生の要望把握
部役員名簿調査	全部活所属者	部活状況指導、学生の要望把握
学生会入会希望調査	新入生	部活状況指導、新入生の要望把握
主将会調査（合同合宿調査）	合同合宿参加者	合宿での安全管理指導、学生の要望把握

学生クラス代表として各クラスから4人のクラス委員が学生の互選によって選出され、教授会の承認のうえ委嘱されている。これら委員はクラスの要望や大学に対する意見の把握に務め大学からの通達その他の連絡にあたり、クラス主任との密な連絡体制のもとに円

滑な学生生活の遂行の役割を担っている。

クラブ活動に関しては、学生会以下体育会等の組織が連絡網を構築しており、学生会会長、体育会会長、文化会会長等の学生会役員と教務部・学生部間の連絡会が必要に応じて開催されることで、学生の意見、要望の把握の場となっている。

教務部・学生部には学生の意見、要望を受け付ける窓口係が配置されており、学生の意見、要望を随時受け付けている。内容は学部長、教務学生部長、クラス主任に報告され、必要に応じて対処がなされている。

教務部・学生部では、授業評価時のアンケート調査、各学年での調査の他、本学独自のメール配信システムの双方向を利用した情報収集機能を活用し、学生からの要望の収集や確認、学生委員からの情報伝達等を行っている。

学生の要望は、各学年の保護者会時のアンケート調査からも収集され、保護者を含めた対策を面談等で協議することも可能である。

これら調査の結果や窓口、メール等で収集された学生の要望等は、学生部を中心に集計・分析され、学生の修学環境の向上に活用されている。

(3) 2-7の改善・向上方策（将来計画）

近年、課外活動に参加する学生が減少傾向にある。そこで、課外活動のさらなる支援を推進し、学生の帰属意識を高め、キャンパスの活性化と学生の満足度向上を図ることとする。学生への課外活動参加の呼びかけを強化するとともに、修学と課外活動の両立が可能となるような仕組みを構築する。

学生生活上のさまざまな意見を汲み上げる手段としては、全学生を対象にした学生生活アンケートなどの集計結果に基づき、適切かつ効果的な対策を講じる。

学生自身が、将来歯科医師になるという意識を失ってはならない。そのために優しさと厳しさを、学生部としての立場と教務部としての立場で役割分担した中で、学生の成長を促す学生相談を行う必要がある。

また、学生相談室が利用しやすくなるような環境づくりを検討する等、更なる改善が必要である。そこで、常に変化する現代学生の特徴や学生が抱える悩みの多様化、複雑化に対し、教職員が全国学生相談研修会をはじめとする各種研修会にも積極的に参加し、相談員及び教員資質の向上を図る。

学部長、教務部長、学生部長及びクラス主任が中心となって新入学生に対して2日間のオリエンテーションを行い、教育方針・学部教育の目的等の説明、カウンセラーの紹介、学生生活の諸手続きの説明、課外活動の紹介等を行なう。奨学金、施設利用、学割等の発行などの各種学生サービス、厚生補導は教務部長、学生部長の管轄のもとに、教務部・学生部が連携して執り行っているが、今後もサービスの内容向上に向けて効率化などの対策を図る。

本学には、伝統的な同窓会組織として、正会員（本学の卒業生）、特別会員（本学以外を卒業した教職員）、名誉会員からなる全都道府県に支部をもつ日本歯科大学校友会があり、会員相互の親睦と向上を図り、本学との連絡を緊密にするとともに、大学の発展に寄与することを目的とし種々の事業を行っている。在学生に関しては、本学育英奨学制度への基金寄付、学内行事への補助金支給、成績優秀者及び皆勤者の表彰（各学年）、並びに学生会・

クラブ活動における功労者の表彰（卒業時）等を行っている。今後も校友会と在校生の連携から卒業進路に関する情報収集等、学生にとって有益な連携が図られるよう校友会との連携を強化する。

学生全員が入学と同時に学生が自主運営する学生会に加入し、文化・体育・学術等の分野で課外活動を行っている。本学並びに校友会は可能な限り、学内体育活動の拠点となる体育館やグラウンド、学生のクラブハウスである学生会館（緑館）の整備・充足を図り、金銭的援助を行っている。教務部・学生部は学生会と常に密接な関係を保ち、本学と学生間の橋渡し並びに折衝機能を強化する。

以前より、学生部長、学生部副部長、各学年クラス主任・副主任を中心に、学生の教育や生活に付随する様々な問題についての相談に対応している。また、学生部嘱託のカウンセラー（臨床心理士）を配置し、学生相談室において毎週学生の精神的なカウンセリングを実施しているとともに、学内相談員（女性教員）2名にもセクハラ問題を中心に、随時、相談ができる体制を整えている。そして、内科、外科、耳鼻咽喉科を中心に、附属の医科病院の医師が学生の心身の健康相談にあたっており、今後も連携を強化し、保健管理体制の維持に努める。

交通安全指導は、学生に対して入学時及び各学年の進級時に行っており、自動車通学の禁止を父兄と学生双方に誓約させ、交通事故の未然防止に努めている。特に、歯科医師法の抜粋（第2章第4条）を学生便覧にも掲載し、交通事故についても相対的欠格事由に触れないよう強く戒めている。

さらに、毎年、新入学生を対象として地元警察生活安全課員を講師に招いて講演会を開催し、薬物犯罪防止等に関する指導を強化している。

教務部・学生部が中心となり、また、クラス主任・副主任を通じて、適時、学生の意見・要望等を汲み上げるシステムが確立している。学生サービス、厚生補導のための組織が設置されているが、それらが適切に機能しているかを教務部・学生部で確認する。

心的支援、生活相談に関しては、定期及び臨時のクラス主任会議（歯学部長、教務部長、学生部長及びクラス主任・副主任で構成）を開いて全学的に問題を把握するよう努めている。しかし、生活様式や社会情勢がより複雑化している今日、学生が抱える悩みも多様化し、時として高度に専門性の要求される問題に直面することから、精神保健機関や専門医、支援団体などとの連携を図る。カウンセラー等専門の相談員と連携し守秘義務を守りながら、父兄の協力を得て問題解決に努めたい。

また、低学年の学生が被り易い各種ハラスメントについては、学生指導主務者会議等に出席して他大学の様子や取り組みを尋ね、情報収集に努めてきた。今後も広く他大学の主務者と意見交換を行い、情報収集を続けていく方針である。

本学独自の奨学制度である育英奨学制度や学術奨学制度は、今後とも発展的に継続することが望ましい。また、近年、保護者の経済的理由により日本育英会への奨学金出願者が増加しているが、貸与及び給付月額が増加の要望にどう応えていくかが問題となっており、日本育英会による奨学金貸与人員の割り当て増加を望むところである。

また、本学部では毎年10月に在学生全員に対して、アンケート方式による「卒業後の進路に関する調査」を行い、進路指導の参考にしている。また、第6学年に対しては、歯学部長、病院長、新潟生命歯学研究科長らによる「進学と就職に関する説明会」を10月に行

うと同時に、クラス主任、副主任も含めて、随時、個別指導を行っている。

学生補導、厚生福利は教務部並びに学生部を中心に円滑に運営されている。クラブ等の課外活動についても、これまで教員がクラブ顧問を務め積極的に教育・生活指導に関わり、社会貢献を視野に入れた課外活動の推進を行ってきたが、今後も継続的に行っていきたい。

学生に対する支援や相談に関しては、クラス主任会議を、定期的及び臨時に開いて全学的に問題を把握するよう努めているが、生活様式、社会情勢がより複雑化している今日、学生が抱える悩みも多様化し、特に低学年の学生が被りやすい各種ハラスメント、消費者生活被害等については、学生指導主務者会議等に出席して他大学の様子や取り組みを尋ね、情報収集につとめている。今後も広く他大学と意見交換を行い、情報収集を続けていきたい。

学生の就職等、進路に関する相談、助言については、今後とも積極的に対処すべきことと考えており、国際交流に関する姉妹校との学生間交流については、近年の歯科のグローバル化を考慮し、本学部学生がより積極的にかかわるよう指導を強化したい。

現在、実施しているそれぞれの入学試験の長所を生かして、今後も客観的かつ公正、妥当な方法で、歯科医師として必要な能力・適性を持つ人材の確保に努めたいと考えている。これらの選抜方法については、社会情勢や教育制度の国家的な見直し等を考慮しながら、常に妥当性を検討し改善を図っていく。

また、入学者選抜方法の多様化により、特に理数系科目において、すでに入学時点で学力に差が生じている現状に関しては、本学ではチューター制度を採用し、学力不足の学生には個人指導を行い、必要に応じて第1学年の夏休みを利用して、科目の担当教授が課外特別授業を行ってきた。臨床実習においても全学年を7～22名の班に分割して各科に配属し、数名のチューターが配属された学生を受け持ち、きめの細かな指導を行っている。このようなチューター制度は人的資源を必要とするため、さらなる人材の育成、充実を図りたい。

設備面については、講義室、実習室の数は充足しているものの、学生の要望も取り入れて、さらなる視聴覚教育システムの充実を図るとともに、老朽化した機器、実習用品等の交換、補充を行うなど、教育環境の整備を推進していきたい。また、ITセンターに関しても、以前にも増して利用度が上昇しているコンピューターシステムの充実、SNSの普及に対応すべく、さらに使いやすいネットワークシステムの構築を考えていく。

2-8 教員の配置・職能開発等

《2-8の視点》

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8の自己判定

基準項目2-8を満たしている。

(2) 2-8の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

新潟生命歯学部は、昭和47(1972)の開設当初から、一般教育系講座、基礎系講座、臨床系講座に区分されていた。しかし、近年の私立大学、特に歯科大学・歯学部をめぐる状況の激変を前にして、厳しい大学環境に即応すべく検討を重ねた結果、大学機構改革の一環として、従来の臨床講座と診療科が一体化した講座制を廃し、学部の臨床系講座と新潟病院の診療科を分離する二元化を平成15(2003)年度より正式に実施した。二元化の内容としては、講座要員は教育と研究を、診療科要員は教育と診療をそれぞれ主務とし、両者が連携することにより教育目的達成のための効率化が図られた組織が構成され、さらに、適材適所という原則に立ちかえり教員の志向・適性・能力に応じて任務を分担し、各々の主務に専念することによってその果たすべき責務がより明確になった。

これにより教育・研究・臨床は活性化し、ハイレベルな教育、高度な研究、巾広い医療サービスの向上に繋がっている。また、新潟病院では、卒前の診療参加型臨床実習をはじめ、卒後の歯科医師臨床研修、さらには歯科医師としての生涯研修をも見据えた臨床教育の充実化に努めると同時に、患者への診療を通じた全人的教育・素養教育・医療人教育に関して、講座教員の支援を得ながら推進している。加えて、臨床系講座と新潟病院それぞれの要員は、相互に講義・実習を担当することによって、臨床能力に優れた次世代を担う歯科医師養成に寄与するよう組織化されている。教員構成では専任よりも兼任の教員数がやや多いが、その理由としては、基本的に専任教員を中心とした教育体制を整えながらも、特色ある多彩な講義科目の実施や学生個々に行き渡る専門的な実習を実践するため、また、近年重要度が増した卒前・卒後教育の一環である臨床実習、臨床研修等に関し、病院勤務医や開業歯科医等の兼任教員の豊富な経験にもとづく教育を行うため等である。

なお、大学院教育については、学部教育との連続性及び専攻分野の相互関連性に配慮し、学部の教員が兼担している。

本学教員の採用は、「日本歯科大学教授等教員の採用に関する規程」に基づく選考によるものとし、その選考は選考委員会が行う。選考委員会は、歯学部長、教務部長、関連役職者、関連教授等で組織し、「大学設置基準による教員資格」及び「日本歯科大学教員選考資格基準」の規定に基づき、採用候補者に対して、あらかじめ定めた本学審査項目の面接試験・書類選考等を実施のうえ、その評価結果を理事長・学長に報告する。理事長・学長は、選考委員会の評価事項について審議し、教授に関しては教授会の議を経て採用を決定後、法人理事会に報告のうえ承認を得る。任命は、理事長名により行う。

なお、助教に関しては、「日本歯科大学教員の任期に関する規程」に基づき、平成12(2000)年度新規採用分から任期制（初任3年・再任1～2年）の形態をとっている。再任の際には、任期中の教育活動・研究活動・診療活動・勤務状況等について人事委員会により審査を行い、報告された審査結果をもとに理事長が可否を決定する。

本学教員の昇任は、「日本歯科大学教員の昇任に関する規程」に基づく選考によるものとし、その選考は選考委員会が行う。選考委員会は、歯学部長、教務部長、関連役職者、関連教授等で組織し、「大学設置基準による教員資格」及び「日本歯科大学教員選考資格基準」の規定に基づき、所属長から推薦のあった昇任候補者に対して、「日本歯科大学教員評価要項」の教員総合評価票・教員総合評価集計表及び学部内の教員配置・所属の教員数等を考慮し、教育・研究・臨床等の業績審査を実施のうえ、その評価結果を理事長・学長に報告

する。理事長・学長は、選考委員会の評価事項について審議し、教授に関しては教授会の議を経て昇任を決定後、法人理事会に報告のうえ承認を得る。任命は、理事長名で行う。

以上のように、本学における教員の採用及び昇任に際しては、学内規程に基づき厳格な審査方針が明確に示されており、学部内の教員配置や所属の定員等を考慮し、所属長からの意見や要望を考慮しつつ適切に運用されていると判断できる。また、教員の昇任については、教育・研究・臨床・倫理観等広範な分野に関する業績等を勘案して、精度の高い審査を実施している。

本学においては、教員個々の評価をフィードバックして資質の向上を図る本学独自の教員評価システムを構築し、平成16(2004)年から本格的に実施している。このシステムは、第三者評価への対応と大学改革の一環としてまとめられ、「日本歯科大学教員評価要項」に詳細が記されている。システムの内容は、個々の教員を客観的に評価し、それを具体的に点数化しコンピュータで集計する画期的な自己点検型の評価法で、評価項目は教育評価・研究評価・臨床評価・学内業務評価・社会的活動評価の5項目である。また、評価の対象となるのは、主務である研究・教育、または臨床・教育であり、教員の申請によって学内業務と社会的活動が加えられる。

なお、教員評価は自己申告型で、全教員が各調査票を提出し、それに基づいて学外者を中心に本学教員評価委員会が個々の教員について点検し、個人の「教員総合評価票」を作成のうえ各教員へフィードバックしている。

本学では、FD委員会を中心に、教育研究活動活性化のための日本歯科大学ワークショップ、講演等が毎年開催されており、新潟生命歯学部においては、平成23(2011)・24(2012)年度でワークショップを3回実施した。そのうち1回は新潟生命歯学部単独で、若手教員を対象にカリキュラムプランニングワークショップを開催(2012.8.20～21)し、2回は日本歯科大学合同ワークショップとして、生命歯学部と合同で中間地点となる新潟県十日町市において1泊2日で開催(2011.11.14～15、2012.10.18～19)した。日本歯科大学ワークショップは生命歯学部・新潟生命歯学部の通算回数で数えられており、120回を越えて、これは国公立を問わず歯科大学・歯学部のなかで最多となっている。

このワークショップには、全教員が課題に分かれて参加しており、業務の関係でほとんどが休日に開催されているが、結果として大きな成果をあげている。また、実施後には必ず詳細な報告書が編纂され、関係教員及び教授会に配布している。

教養教育の体制の整備については、歯科医学教育に必要な不可欠である準備教育コア・モデル・カリキュラムの構成を勘案し、特に、物理現象と物質の科学、生命現象の科学及び情報の科学の3分野を担当する物理学、生物学及び化学は専任教員を複数配置しており、人の行動と心理については、心理学を専門とする非常勤講師を確保している。

また、2年次以降で修学する基礎歯科分野科目と連携し、教養教育専任教員が基礎歯科分野科目の授業分担を行っている。

なお、教養教育の内容や学生の成績評価については、教務部が統括している。

(3) 2-8の改善・向上方策(将来計画)

平成15(2003)年度の完全二元化実施以来、講座及び診療科において二元化の成果をあげるため様々な取り組みがなされてきたが、今後もより適切な教員の配置と構成バランスに

ついて採用時等に十分に考慮する。また、准教授・講師への昇任を促進するため、主務の業績が顕著でかつ意欲的な若手教員の活動を支援するとともに、積極的な人材登用等、教員が意欲を持って業務を行える環境を構築する。

さらに、基礎歯学専門教育を円滑に実施するために、歯学部及び医学部出身者の比率をより一層上げる必要がある。現在、教員の退職とそれに伴う教員の新規採用において、教養教育・歯学教育の充実、近接医学教育の強化の観点から出身学部についてもバランスのとれた陣容となるよう配慮し、その後の教育成果に期待する方針である。

本学における教員の採用及び昇任については、教育・研究・診療業績等を総合的に審査しているが、研究業績や診療実績に対する評価方針は定着している反面、教育業績に関しては客観的要素が乏しいため明確な基準ができていない現状である。今後、教育者としての能力を見極めるためにも、本学独自の教員評価や学生による授業評価の取扱いを含め、具体的な教育評価基準の策定について検討を進める。

多年にわたる本学のFD活動について、他大学から指導が求められる機会が多々あり、可能な範囲で担当教員を派遣して対応する方針である。また、本学独自の教員評価システムについては、今後、個々の教員へのフィードバックにとどまらず、昇任、待遇等の人事考課面に十分活用していくシステムを構築する。

1年次及び2年次において、本来、歯科医学教育に必要不可欠である準備教育コア・モデル・カリキュラムがなぜ構成されているか、低学年（対象学年）で当該授業履修時にその必要性を理解することが極めて難しいことから、これらの必要性を臨床→基礎→教養の順で理解しやすいカリキュラム構成を学ぶ授業を構築する必要がある。

また、これまで以上に2年次以降で教養教育専任教員が基礎歯科分野科目の授業分担を行い、より連携を深める。

2-9 教育環境の整備

《2-9の視点》

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9の自己判定

基準項目2-9を満たしている。

(2) 2-9の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

新潟生命歯学部キャンパスにおいて、教育研究目的を達成するための十分かつ適切な施設設備が整備されている。現在、本学の施設設備は、大学設置基準に定められている校地・校舎の基準面積を大きく上回り、緑豊かな自然環境に恵まれたスペースの中にゆったりと整備、配置されており、学生、教職員及び患者等にも有効活用されている。

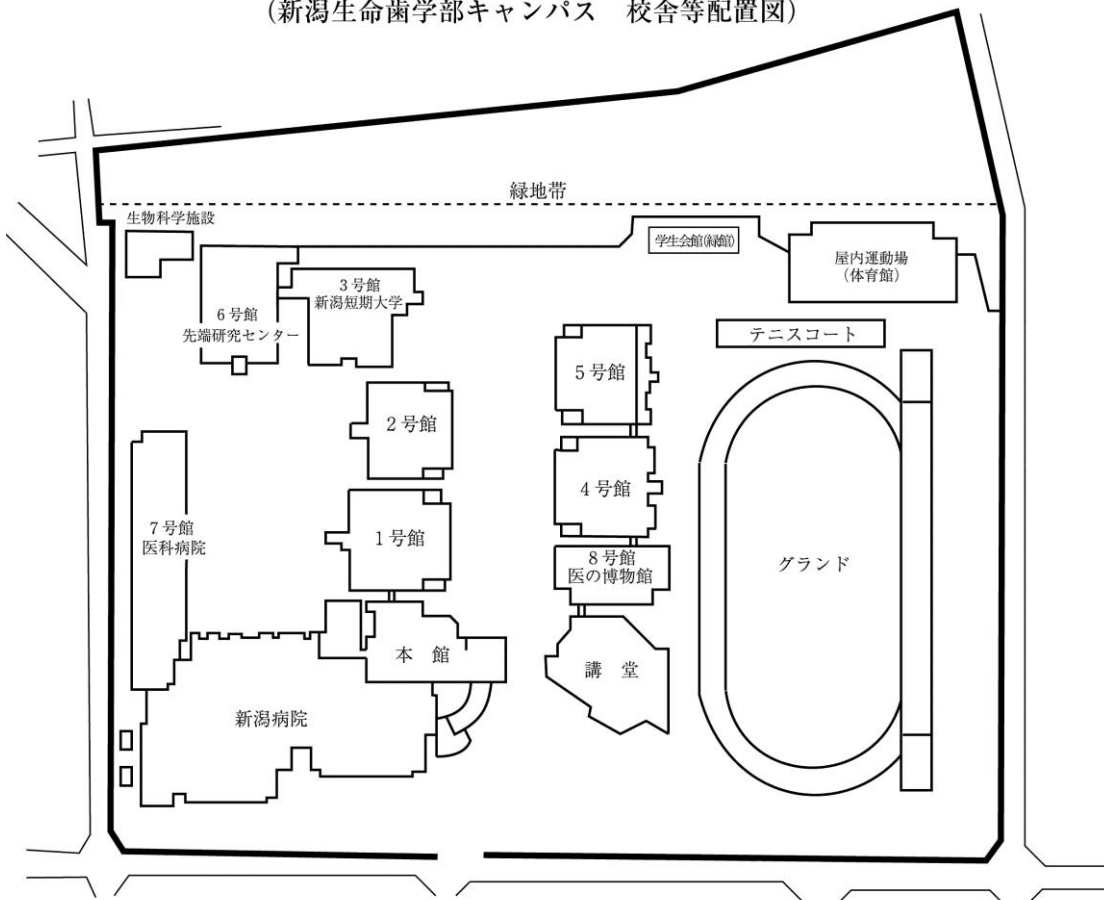
新潟生命歯学部的主要施設の概要は下表のとおりとなっている。

(新潟生命歯学部主要教育研究施設)

施設	建物(室)数	合計面積(m ²)	主な用途
講義室 (アイヴィホール)	(9) 上記含	1,393.74 上記含	学生講義、各種学生集会 大学院講義、各種学会・研修会、公開講座、講演会
セミナー室	(12)	264.50	学生講義 (PBLテュートリアル等)、学生自習、FD
実習室 (マルチメディア 臨床基礎実習室)	(8) 上記含	2,193.80 上記含	学生実習、技工実習 学生実習、共用試験 (OSCE)、学生技工自習、各種研修会
演習室 (ITセンター)	(1) 実習室含	39.00 実習室含	病院シミュレーション実習室 学生情報実習、共用試験 (CBT)、学生IT自習
研修指導室	(8)	379.20	登院学生セミナー、登院学生自習
図書館	(7)	835.00	図書閲覧、研究
講堂 (骨格標本室)	1 上記含	1,167.10 上記含	入学式・学園祭等大学行事、各種学会、公開講座、講演会 学生教育、研究、一般公開
医の博物館	(3)	197.93	学生教育、研究、一般公開
先端研究センター	1	1,581.09	研究 (アイソトープ施設、電顕施設、DNA施設等)
生物科学施設	1	244.00	実験動物飼育、研究
体育館	1	1,733.00	学生体育実習、学生課外活動、職員厚生、学外者利用
緑館	1	837.18	学生会室、学生クラブ室、武道場
新潟病院	1	14,395.84	歯科診療・入院、学生実習、歯科臨床研修、研究
医科病院	1	4,987.88	医科診療・入院、学生実習、学生・職員健康管理、研究
グラウンド	1面	15,785.00	学生体育実習、学生課外活動、職員厚生、学外者利用
テニスコート	2面	上記含	学生体育実習、学生課外活動、職員厚生

また、主要施設の配置概要は下図のとおりとなっている。

(新潟生命歯学部キャンパス 校舎等配置図)



(主要新潟生命歯学部キャンパス敷地面積 63,563m²)

新潟生命歯学部施設の施設は、平成24(2012)年5月1日現在、校地面積66,972㎡(設置基準10,743㎡)、校舎面積38,149㎡(設置基準17,200㎡)となっている。

主たる教育施設として、1・2・4・5・8号館及び新潟病院棟に、9講義室・12セミナー室・1演習室をはじめ、7実習室、8研修指導室及び1学生技工室(実習室)を設置している。

講義室等としては、1・2・4・5号館の各1階に、約36名から180名を収容できる10室が配置され、4号館2階には、10名から30名収容の12のセミナー室が設置されている。

一般教育の自然科学実習室や専門科目の実習室・ITセンター(コンピュータ科学施設)は、1・2・4・5号館及び新潟病院に設置されており、臨床実習関連のマルチメディア臨床基礎実習室は1号館2階に、解剖学実習室は新潟病院地階に各々設置されている。また、8号館2階には教育にも活用される医の博物館が設置されている。

体育施設としては、体育館に屋内運動場・ランニングコース・トレーニングルーム(2室)・ロッカールーム・シャワールームが設置され、屋外運動場にテニスコート(2面)及びサッカー・ラグビー・アメリカンフットボール等が可能なグラウンドが設けられており、緑館(学生会館)3階には武道場(212㎡)が設置されている。

一方、研究用施設については、講座等研究室・教授室(82室、4,502㎡)に加えて先端研究センター(平成11(1999)年2月開所、私学助成補助対象、1,581㎡)が設けられており、高度な研究テーマに対応できる施設設備として、RI施設、電顕施設、DNA施設、ゼミナール室、一般研究・実験施設等が設置されている。

なお、先端研究センターの主な研究用機器としては、WD/EDコンバインマイクロアナライザー・共焦点レーザースキャン顕微鏡システム・口腔疾患の分子生物学的診断システム開発装置・透過型電子顕微鏡システム・マイクロフォーカスX線CT・放射能測定制御システム等が設置され、また、平成20(2008)年度に共焦点レーザースキャン顕微鏡システムを更新し、研究成果の向上に寄与した。

情報処理関連施設については、平成16(2004)年度に2号館2階にITセンターを設置し、最新パソコン104台及びサーバ15台を設置して、IT関係の授業等に利用している。そして、平成23(2011)年度にはIT教育用デスクトップパソコンの経年劣化に伴い、今後の新たな教育ニーズに対応するため、最新のOSシステムに対応した新機種に更新がなされた。

このITセンターは、第1学年の情報処理実習をはじめ、第4学年の視聴覚教材を用いた授業、およびコンピュータを使って行われる共用試験(CBT)等にも幅広く活用されており、学生が登録した指静脈感知システムにより開錠し、随時入室してIT自習が可能となっているが、休日も含めて23時までの利用が認められている。

他にも、平成19(2007)年度に全面的に更新されたマルチメディア臨床基礎実習室の実習台(120台)には、IT化された最新の实習台として学生用PCが全て設置されており、総合試験の実施を始め、各種動画や教材の視聴等に活用されている。

新潟病院は、総合診療科(2～4診)、口腔外科、小児歯科、矯正歯科、放射線科、歯科麻酔・全身管理科を主要診療科として設け、他に口腔インプラントセンター、障害児・者歯科センター、睡眠歯科センター、在宅歯科往診ケアチームがあり、さらには新潟病院独自のスポーツ歯科外来等9の特殊外来をも有する。また、私立歯科大学・歯学部最大の50床の病棟を備えている。

新潟病院施設における教育は、第1学年及び第3学年に対する初期教育としての病院体験

実習や、第5学年に対する臨床実習が実施されているが、第5学年の臨床実習では、総合診療科施設を主として利用し、口腔外科、小児歯科、矯正歯科、放射線科、歯科麻酔・全身管理科の各施設については、短期間でのローテーションとして利用しており、各診療科施設全てに学生のための学生指導室を設置し、自習あるいは少人数教育に十分な活用がされている。

医科病院は、内科、外科、耳鼻咽喉科の3科を設け、外来の他に50床の病棟を有している。医科病院の施設において他の歯学部にはない登院実習が実施されており、第5学年の臨床実習体制に組み込まれ、外来見学や病棟回診、手術見学等が実施されている。

次に、新潟生命歯学部の施設設備等は、法人理事会会計予算と新潟生命歯学部の修繕費及び業務委託費等の予算で適切な維持、運営が実施されており、学生がより充実した教育環境で勉学に打ち込めるよう整備し、教員の研究には最先端の研究用機器や研究施設を年次計画により導入して、一層高度な研究が可能となるよう施設の充実に努め環境整備を図っている。

教育研究用各施設設備の具体的な維持、運営方法等について、施設に関しては事務部門に属する中央監視室の専任技術職員(3名)を中心に管理業務を行い、必要な整備、補修等が実施されている。

また、設備に関しては用度営繕部がメンテナンス契約を締結して、毎年定期点検・整備を実施し、加えて、施設ごとに制定されている運営委員会規則等に則り、教職員で構成された運営委員会での協議を経て各施設長を中心に管理・運営がなされている。

なお、固定資産及び物品の管理については、日本歯科大学経理規程により物件の調達管理実施要項が定められていることから、規定を遵守し管理が実施されている。

さらに、教育用各施設設備等の維持・管理・運営に関する重要事項については、学部内連絡会議に諮って審議し、決定事項を用度営繕部や各種委員会に通知のうえ徹底を図っており、同時に、研究目的については研究推進委員会で審議し、研究用施設設備に関する重要事項について対応を決定のうえ適宜教授会に報告している。

現在本学部の施設としては、大学設置基準に定められている校地・校舎の基準面積を大きく上回る大学敷地と建物を有しており、平成23(2011)・24(2012)年度の在籍学生一人当たりの校地面積が130㎡、校舎面積が75㎡を超え、恵まれた教育環境であることを示している。

また、本学は6年一貫教育の観点から、全学年の講義室・実習室を学年ごとに1・2・4・5号館および新潟病院等の建物に集約しているが、各建物は近接しており学生のキャンパス内での移動は容易となっている。

さらに、本学では平成3(1991)年の大学設置基準の大綱化以降、継続的にカリキュラム等の見直しが行われ、PBLテュートリアル教育等の少人数授業及び情報処理教育が数多く実施されるようになり、併せて共用試験(CBT)等にも対応するため、平成15(2003)年度にセミナー室(12室)および平成16(2004)年度にITセンターを新設し、平成18(2006)年度には歯科臨床研修必修化に伴う診療・研究施設の改修や新たな教育施設設備が整備され、有効活用されている。

また、平成19(2007)年度には旧施設・設備が老朽化したことから、ITを駆使する最新のマルチメディア臨床基礎実習室が文部科学省教育・研究装置補助を得て完成し、同年10月

より学生実習に使用されて実習効果が著しく向上したことから、他の私立歯科大学の多くの教員が見学・研修に来訪している。

つぎに、平成19(2007)年度に学生への教育環境再整備を期して、1・2・4・5号館ロビーの学生自習コーナーをリニューアルし、100人の学生が同時に利用可能となるテーブル・椅子の新設及び照明の増設を行った。同時に、図書館1階書庫を学習室に改装して、個人学習可能なブース(25席)にコンピュータ使用可能なLAN配置の机が設置されたことは、学生にとって快適な教育環境が整ったと評価できる。

なお、かねてから改修が望まれていた教室(2・4・5号館)の全面改装及び机・椅子の更新は、平成21(2009)・22(2010)年度に全ての工事が完了した。特筆すべきは、4号館の2教室は従来の縦方向スタイルから90°回転して横方向スタイルに変更し、かつ、階段教室としたことによって最後列の学生と教員との距離が格段に近づいたことや、2号館の1教室を中央から間仕切り、収容人員36名のゼミスタイルの教室2室に改修したこと等により、さらにコミュニケーションがとりやすくなったことである。

また、全教室に高輝度の液晶プロジェクターを設置したことで、教室内の照明を消灯することなく投影が可能となり、机上の資料の確認やメモを取ることも可能となった。さらに、学生からの要望が強かった刷掃コーナーを教室内やロビーに設置したことにより、今まではトイレだけが菌みがきの場で非常に混雑していた点が解消された。

図書館は、本館3階・1号館3階の書庫と本館2・3階の閲覧室からなり、平成24(2012)年度末現在総面積835㎡、閲覧席は105席を有し、蔵書数は65,605冊、受け入れ学術雑誌は382タイトル、視聴覚資料は991種類を数えている。なお、平成24(2012)年度の年間入館者数は9,876人であった。また、平成23(2011)年度に地下倉庫に別置していた図書約22,500冊を除籍し、戦前の図書などを3階の書架に配架し、全ての蔵書を開架式にして利用できるように整理した。さらに、情報検索の研修会を年に数回開催し、学生や教職員の学習や研究をサポートするとともに、リポジトリ登録数を増やすことにより、本学教職員の研究成果を国内外に広くアピールするようにしている。

国内で唯一の公認医学博物館である医の博物館では、開館以来県内外の諸団体及び本学卒業生、新潟市内の中学生による巡見や職場体験学習、公開講座出席者等の見学者が増加傾向にあり、さらなる展示品の充実が図られている。

新潟病院は、平成19(2007)年度にPACSが導入され、平成20(2008)年度にデジタル撮影装置の電子化が実施されたことを受け、平成21(2009)年度にクライアントの設置・院内LANの敷設等を行った。また、同年薬剤科・技工科・共用診療室の補助エアコン、総合診療科のチェア・ユニットの更新がなされ、老朽化した口腔外科病棟の内装改修・トイレの改修・LAN設置工事等を行った。また、平成22(2010)年度には、いびき診療センターを医科病院に最も近接された1階に移設・拡張工事を行い、平成23(2011)年4月からは睡眠歯科センターと名称を改め、医科病院と緊密な連携のもと診療を行う体制が整ったことは、診療を含めた教育環境が整備され有効利用に供されたといえる。加えて、平成23(2011)年度には27年間使用し、老朽化した口腔外科病棟のナースコールを更新し、平成16(2004)年度に更新したCTスキャナを最新型に更新したことで、診断精度も大幅に向上した。さらに、平成23(2011)年度から3年次計画で開始した電子カルテシステムの構築作業は、平成25(2013)年度の稼働開始を目指して急ピッチで進められているところである。つぎに、か

ねてから懸案事項であった中央材料室の歯科・医科一元化が平成23(2011)年度より一部運用開始されたことから、平成24(2012)年度には、酸化エチレンガス滅菌器を1台増設するとともに、ウォッシャーディスインフェクター(医療用洗浄器)6台を導入してより高度な一次洗浄を行うことで、滅菌作業の効率化を図った。

医科病院についても、平成21(2009)年度に内科・耳鼻咽喉科診療室に補助エアコン設備を設置し、特に、中間期における急な室温上昇にも対応可能となった。また、平成23(2011)年度には外来患者から強い要望があった1階外来患者用トイレを改修し機能性を良くした。さらに、両病院による中央材料室一元化をより推進するうえで、平成24(2012)年度には、設置後17年が経過した医療用洗浄装置を、中空内部まで洗浄可能な高効率の真空超音波洗浄装置に更新したことで作業効率が格段に向上した。また、電子カルテシステムの構築については、平成25(2013)年4月1日の運用開始に向けて順調に準備が整っている状況である。

次に、施設・設備の維持・管理・運営に関しては、担当部門の中央監視室より要望のある小型ボイラーの更新を平成21(2009)年度に実施し、設置後17年が経過した中央監視装置を2年次計画により、平成23(2011)年度に更新を完了した。また、平成24(2012)年度には設置後17年が経過している電話交換機を更新し、ダイヤルインシステムを導入したことで学内外の利用者の利便性が格段に向上した。これにより、日本全国どこにでも通話料金が一律3分8.4円でかけることが可能になっただけでなく、NTTとの契約形態が同一契約である生命歯学部とは通話料金が無料となり、大きな経費削減につながった。

本学施設設備の防火及び防災への対応については、平成19(2007)年度に防災管理委員会によって改訂された新潟キャンパス消防計画書に定められており、自衛消防隊組織として本部長(新潟生命歯学部長)のほか、自衛消防隊副本部長、自衛消防隊長、同副隊長、防災管理者、防災管理委員、防火担当責任者といった担当者が選任され安全確保の役割が定められている。

消防計画書に則り、平成23(2011)・24(2012)年度は各年間2回の防火を中心とした防災訓練に加え、1回の地震と防火を中心とした防災訓練(避難訓練および消火訓練)が行われ、訓練終了後新潟市中央消防署員等より訓練参加者に訓練の結果について講評を受けたが、概ね適切な訓練内容との評価であった。

また、平成16(2004)年10月に発生した新潟県中越地震と、平成19(2007)年7月に発生した新潟県中越沖地震といった県内の大地震を経験したことから、平成19(2007)年10月に気象庁緊急地震速報受信装置の設置がなされた。加えて、本学は平成17(2005)年12月には新潟大停電に遭遇したが、地震や停電等災害時の対応についても防災管理委員会において審議し、消防計画書に盛り込まれた。

さらに、近年新潟県は毎年のように震災・水害等に見舞われてきたことから、平成20(2008)年3月に防災管理委員会において、学生や教職員及び患者等学外者への対応可能な日本歯科大学新潟キャンパス防災マニュアルを作成し、同年5月に全教職員・学生等学内に配布して周知された。また、消防法が改正されたことから、平成25(2013)年1月には新潟キャンパス消防計画書を、震災やその他の災害に対する対策を盛り込んだ消防計画書に改訂し、所轄消防署に届け出をし、受理された。

施設設備の衛生管理については、建物内のEOG作業環境測定・ホルムアルデヒド作業環境測定や害虫駆除を実施するとともに、貯水槽・排水槽の清掃及び水質検査を定期的に実

施して衛生管理に努めている。

施設設備の安全性については、中央監視室の専任技術員(3名)による保守・点検・整備や常駐する警備員(外部委託、平日・日中は2名、夜間・休日は3名)による巡回管理により、関連規定等に基づく組織的な管理と安全性が確保されている。

他にも、施設設備ごとに電気、ガス、上・下水道、防災設備等の安全確保のために必要な保守・点検・整備等が実施され、各施設長を中心に適切な管理・運営がなされている。

快適な教育研究環境の整備に関して、本学においては、恵まれた自然環境を生かし学生や教職員、患者等について常にリフレッシュが図れるよう、緑豊かな広々とした校庭や保安林内の遊歩道を含めた良好なキャンパス環境が整備されている。

また、快適な教育研究環境の整備を推進するため、施設設備の整備や有効利用及び適正配置などについて、歯学部長、教務部長等役職教職員で構成される学部内連絡会議において審議され、整備に関する年次計画・改善案等と共に理事長に答申しており、理事長はこの答申を受け、必要に応じて法人理事会や教授会に諮ったうえ実施を決定している。

このように整備された、先端研究センター・マルチメディア臨床基礎実習室・ITセンター・医の博物館・アイヴィホール・セミナー室・教室等の各施設設備は、本学の教育研究目的を達成するため大いに有効活用され、その目的を果たしている。

学内での喫煙問題は懸案事項の一つであったが、健康増進法の施行に併せて、平成17(2005)年6月からキャンパス内の全ての建物での禁煙が実施され、喫煙は館外の指定された喫煙所に限定された。その後、敷地内全面禁煙実施に向けて新潟キャンパス禁煙推進実行委員会が発足し、平成19(2007)年4月より、他の歯科大学・歯学部に先駆けて敷地内全面禁煙が完全実施されている。

なお、学内には厚生施設として、学生食堂(レストランスクエア・204席)、喫茶室(喫茶アングル・30席)、教材・文房具・歯科材料用品等売店(2店)、各種自動販売機、ATMコーナーなどが整備され、アメニティに配慮した教育環境空間として学生をはじめ教職員・患者等にも利用されている。

さらに、キャンパス内には、体育施設として必要な体育館、グラウンド、テニスコート、武道場及び学生会体育・文化部の部室等を設置している。加えて、学生・教職員が体調不良を生じた場合や課外活動等で負傷した場合は、新潟病院並びに医科病院において速やかに対応できる治療体制を設けており、学生・教職員の衛生健康管理に万全の環境が構築されている。

また、新たな施設設備の整備や維持、運営に関しても、教授会・法人理事会等学内関連会議で十分審議し、学生・教職員・患者に対する快適な教育研究環境整備構築のため、必要な予算化を図り実施されている。

(3) 2-9の改善・向上方策(将来計画)

教育研究環境整備に関する緊急の将来計画として、新潟病院病棟の改修工事等があるが、今後法人理事会に予算申請して審議のうえ、教育研究目的達成のためにより快適な教育研究環境整備と有効活用を推進する。

また、施設設備の維持・管理・運営に関して、学部開設後41年が経過し一部老朽化がみられることから、雨漏り防水工事についてもこれまでと同様に年次計画により実施するこ

とが重要であり、中央監視室を中心とした担当部門による保守・点検・整備体制をより強化し、必要に応じて専門業者に保守・点検を委嘱して教育研究及び診療活動に支障をきたさないよう努めるとともに、施設整備の近代化や充実を図る。

本学敷地内全面禁煙については、新潟キャンパス禁煙推進委員会により学生、教職員への啓蒙を行い全面禁煙が順調に実施されているが、学生の学外路上等での禁煙についても指導を強化している点に関して、今後は近隣住民等の理解を得ることに努める。

さらに、平成23(2011)年3月に発生した東日本大震災による津波の規模は専門家の予想をもはるかに超えて、東北地方を中心に東日本太平洋沿岸地域に壊滅的被害をもたらしたことから、津波に対する対応についても今後、新潟キャンパス消防計画書に盛り込む等、施設設備の安全性の確保について、防災管理委員会において関連規則の新たな整備や防災マニュアルの全学への周知徹底を図り、施設設備のメンテナンス等を定期的に行ってその安全性確保に努める。

今後とも、アメニティに配慮した教育研究環境整備に関しては、学生からの改善要望事項導入等のさらなる改善策を検討し、実施する。

[基準2の自己評価]

新潟生命歯学部

建学の精神に適った学生の受入れ、教育課程の編成、教育方法、学修・授業の支援、卒業の認定等、学生の受入れから卒業に至るまで、一貫性を持って学修と教授に関する必要事項が行われているものと判断する。また、これらの教育研究活動の基盤となる教員の配置や教学3ポリシーを達成するに相応しい構成と内容を伴っているものと考え。さらに、より効果的な教育研究活動と快適な学生生活を補完する施設・設備等の教育環境や、様々な学生サービスにおいても、十分な環境が提供されているものと考え。

以上により、設置基準等関連する法令への適合、各基準項目における事実の説明と自己評価を総合判断した結果、本学は、基準2全般について十分満たしているものと判断する。

新潟生命歯学研究科

新潟生命歯学研究科では、平成22(2010)年度および平成23(2011)年度の学位論文の過半数がインパクトファクター付の国際誌に発表されていることから分かるように、基本的にはその目的を達成していると自負している。しかしながら、質は高いといえるものの入学定員と比較するとその数は十分ではなく、入学者数を増加させるためにさらなる努力を要する。また、教育課程・教授方法等は、結果からみておおむね良好と考えるが、アドミッションポリシー・カリキュラムポリシー・ディプロマポリシーを明確にしていなかった点は大いに反省すべきことであり、これら教学3ポリシーを早急に策定して公表していく所存である。

基準 3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1 の視点》

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1 の自己判定

基準項目3-1を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①学校法人日本歯科大学は、「学校法人日本歯科大学寄附行為」において「教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、生命歯学を教育・研究して、国民の健康な生活に貢献することを使命とする人材を育成することを目的とする。」と掲げており、教育基本法、学校教育法、私立学校法、大学設置基準、大学院設置基準等の法令を遵守するとともに、「学校法人日本歯科大学組織規程」、「学校法人日本歯科大学事務分掌規程」、「学校法人日本歯科大学文書取扱規程」、「学校法人日本歯科大学公印規程」等の規則を遵守し、適切な運営を行っている。

②学校法人日本歯科大学寄附行為に基づき、法人の最高意思決定機関として「理事会」、理事会の諮問機関である「評議員会」において、確実な業務の遂行と目的の実現に向けて努力を継続している。さらに、大学の使命・目的を達成するため、教育環境の保全、教学運営、学生支援活動において目的に沿った実施がされているか、教授会、学内各種委員会において継続検証をしている。

③大学の設置、運営にあたっては、学校教育法、私立学校法、大学設置基準等の関係諸法令に沿って、学校法人日本歯科大学寄附行為等の規程・規則は定めている。また、法令改正の際には速やかに対応して規程の改正を行い、各法令を遵守した適正な大学運営が行われるように努めている。

④環境保全は、館内巡視等の実施、施設・設備関係の法定点検・検査及び機能維持点検・整備等の実施により、環境保全を図っている。

警備、施設・設備管理については専門業者に委託しているが、防犯・防災対策として、3人の警備員が24時間配備により、巡回や防災監視等の業務を継続的に実施し、建物の内外に配備されている監視カメラで安全性の確保を図っている。

施設設備の衛生管理については、建物内のEOG作業環境測定・ホルムアルデヒド作業環境測定や害虫駆除を実施するとともに、貯水槽・排水槽の清掃及び水質検査を定期的に実

施して衛生管理に努めている。

他にも施設設備ごとに、電気、ガス、上・下水道、防災設備等の安全確保のために必要な保守・点検・整備等が実施され、各施設長を中心に適切な管理・運営がなされている。

また、新潟キャンパスにおける労働災害及び健康障害を防止し、教職員等の安全及び健康を確保するために、平成24(2012)年4月1日付で「学校法人日本歯科大学新潟キャンパス安全衛生管理規程」を制定し環境保全を図っている。

本学の人権への対策としては、教職員勤務上の基本規程となる「日本歯科大学就業規則」を平成17(2005)年度に全面改正し、組織倫理に関する表彰及び懲戒規定を大幅に見直し改正した。この基本規程にもとづき適切な大学、病院運営を行っている。

大学全般の個人情報保護と漏洩防止に万全を期すため、「学校法人日本歯科大学個人情報の保護に関する規程」を平成20(2008)年4月1日付で制定し学内への周知を図り、プライバシーポリシーをホームページに掲載した。

新潟生命歯学部ハラスメントの防止等に関する規程を平成20(2008)年4月1日付で制定したことから、ハラスメント防止対策委員会において協議し、学長より委嘱されたハラスメント相談員5名(教員2名・職員2名・学外のカウンセラー1名)を学内へ通知のうえ、新たに制定されたハラスメント防止ガイドラインを全教職員に配付して、学生を含めた学内への周知が図られた。

次に、平成21(2009)年度に倫理委員会規程が大幅に改正されて名称が研究倫理規定に改められ、人間を直接対象とした研究及び医療行為について、研究者等が遵守すべき倫理に関する事項が厳正に審査されることとなった。規程の改正による倫理審査委員会については適切に運営がなされており、平成23(2011)年度は1回、24(2012)年度は3回開催され、2名の学外委員は、規定どおり全ての委員会に出席している。

加えて、平成21(2009)年度に利益相反管理規程が新たに制定されたことから、研究の公正性および信頼性の確保が適正に管理されることとなった。

本学施設設備の防火及び防災への対応については、平成19(2007)年度に防災管理委員会によって改訂された新潟キャンパス消防計画書に定められており、自衛消防隊組織として本部長(新潟生命歯学部長)の他、自衛消防隊長、同副隊長、防災管理委員、防火担当責任者といった担当者が選任され、安全確保の役割が定められている。

消防計画書に則り、平成23(2011)・24(2012)年度は年間各3回、防火を中心とした防災訓練(避難訓練及び消火訓練)が行われ、訓練終了後新潟市中央消防署員より訓練参加者に訓練の結果について講評を受けたが、概ね適切な訓練内容との評価であった。

本学の新型インフルエンザへの対応については、平成20(2008)年11月に全法人を対象とする危機対策本部を設置し、新型インフルエンザ対策ガイドラインを作成のうえ講習会を開催して、教職員・学生に周知徹底する等迅速な対策を講じている。

具体的な対応策として、医科病院に隣接して新型インフルエンザ用の診察室を設置し、感染が疑われる学生・教職員への迅速検査や診療を実施している。

また、学生・教職員に対する指示や情報提供に関して、携帯電話によるメール一斉送信システムを活用し徹底を図るが、そのために平成22(2010)年度に学部学生だけでなく教職員や短大学生にも同様にi-Anpiシステムを導入し、携帯メールアドレス登録を促進して全学的に一斉送信を可能としている。

⑤教育情報については、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令が公布され、本学でも平成23(2011)年度からホームページで公表している。

また、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、財産目録などの財務情報もホームページで公表している。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

経営の規律と誠実性について、法令及び規則等を遵守し保持していく。

3-2 理事会の機能

《3-2 の視点》

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2 の自己判定

基準項目3-2を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

使命・目的の達成に向けて、理事会及び諮問機関としての評議員会を中心に、「学校法人日本歯科大学寄附行為」に基づき、適切に戦略的意思を決定している。

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

理事会は使命・目的の達成のための最高意思決定機関として体制は整っており、今後もそれを継承していく。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3 の視点》

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①新潟生命歯学部における意思決定機関は教授会で、重要項目については理事会の承認を得ることになっている。教授会の構成員は、学長、歯学部長、教務部長、学生部長、教授、事務部長等となっている。

法人理事会と教授会との連携については、日本歯科大学教授会規程の審議事項の条文に、(1)教員の人事に関する事、(2)学則その他学内諸規程に関する事、(3)その他本学の運営に関する重要事項があり、それぞれ各々教授会の議を経て必要な事項は理事会の審議に付されるが、理事会の基本方針として教授会の決議が最優先されており、良好な連携が保たれている。

新潟生命歯学部における事務部門と教学部門の連携については、両部門の責任者が構成員となる学部内連絡会議や病院連絡会議並びに学部・病院連絡会議（浜浦会議）で定期的に意見交換、情報交換が行なわれ、会議を主催する理事長・学長、歯学部長より両部門に関連する事項について指示、諮問がなされている。

新潟生命歯学部における教育・研究に関わる学内意思決定機関である教授会の審議事項は、学内委員会で事前に討議を行う。当該委員には教授、准教授、講師及び助教が委嘱され、各々の立場から意見を述べ、委員会案に反映することができる。また、学内委員会は、それぞれの担当分野において大学の教育目標を具現化し、研究活動を支援するための活動を積極的に行っている。さらに学習者からの要求は、各学年の代表者であるクラス委員及び学生会を通じて提案されることに加え、各科目で実施される授業アンケートやクラス主任・副主任、サポーター、メンター、NDB委員との面談等によって申し述べる事が可能である。その内容を教務部・学生部で協議し、必要に応じカリキュラム委員会・教授会で対応している。

本学の管理運営体制において決定された事項が全教職員に周知されるよう、教授会資料による教授から講座等所属員への伝達や、両病院科長会議資料による科長から院内所属員への伝達および学内掲示等による通知が行なわれており、平成20(2008)年度以降においては、電子メールやホームページでの伝達により一層の周知が図られている。

②意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップについては、学長は学務をつかさどり、所属教職員を指揮監督し、大学を代表するとともにその遂行に必要な権限を有する。本学の管理運営の執行は学長が学内意思統一のうえ、実施の陣頭指揮に立っている。入学試験合否判定、卒業判定、公的研究費不正防止、学生懲戒等大学の意思決定の会議の議長となってリーダーシップを発揮している。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学の意思決定機関は適切に整備・機能しているとともに、学長のリーダーシップが適切に発揮できる体制も整っている。今後も、現状の体制を継続していく。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4 の視点》

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4 の自己判定

基準項目3-4を満たしている。

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①意思決定の円滑化のため、「学校法人日本歯科大学法人運営検討委員会」を平成24(2012)

年度より設置した。学校法人日本歯科大学法人運営検討委員会規程のとおり、理事長の諮問及び委員会委員の提案により、法人全般に係る諸案件について検討・審議を行い、必要に応じて理事会に提案し、法人の健全な運営を図ることを目的としている。構成委員としては、理事長ほか法人事務局長、人事部長、経理部長の法人担当と、学長、歯学部長、附属病院長、事務部長の大学管理部門からなり、法人及び大学のコミュニケーションが図れる体制となっている。

②本学のガバナンスとしては、「学校法人日本歯科大学寄附行為」第7条に基づき、2人の監事を選任し、「学校法人日本歯科大学寄附行為」第14条に基づいた、法人の業務及び財産の状況等について監査を実施している。理事会へも出席して意見を述べており、法人の最高議決機関である理事会に対するチェック機能が働いている。

また、評議員会は、「学校法人日本歯科大学寄附行為」第18条に基づき設置し、予算、事業計画等、「学校法人日本歯科大学寄附行為」第20条に基づいた重要事項について諮問している。評議員会は、「学校法人日本歯科大学寄附行為」第22条に基づき、本法人職員（本法人の設置する大学に勤務する教員を含む。）7人、卒業生3人、学識経験者1人の計11人で構成されており、法人の最高議決機関である理事会に対する重要事項のチェックだけでなく、法人と大学が相互にチェックしあう場ともなっている。

③理事長は、理事会を総理し、法人の経営にリーダーシップを発揮している。理事長は、年頭の初め（1月）と創立記念式典（6月）において、全教職員に向け大学の進むべき指針、経営方針を示している。

学長は、隔月開催している「浜浦会議」で、情報の共有化を図るため、歯学部長、大学院研究科長、図書館長、新潟病院長、同副院長、医科病院長、先端研究センター長、教務部長、学生部長、事務部長、庶務部長、用度営繕部長、院務部長、医の博物館事務長、新潟短期大学学長、同事務長、教務部・学生部副部長の構成メンバーに対して議長となり、効果的な大学運営を図るため企画及び調整のための議題を選定しリーダーシップを発揮している。

(3) 3-4の改善・向上方策（将来計画）

本法人においては、理事会を通じて、法人と大学の円滑なコミュニケーションの下に緊密な連携・迅速な意思決定を図っており、その過程では相互のチェック機能も有効に機能している。今後も、現状の体制を継続していく。

3-5 業務執行体制の機能性

《3-5の視点》

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5の自己判定

基準項目3-5を満たしている。

(2) 3-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①本学は、職員が大学運営に重要な役割を担う立場にあるとの認識に立ち、「日本歯科大学事務分掌規程」で事務系各所属に示された職務・職責を果たし、教育・研究・診療の支援等大学業務の円滑化を図るため、必要人員の確保と適切な人員配置に努めている。職員の採用・昇任・異動については、理事長の経営方針にもとづき、法人事務局長及び学部事務部長が各所属の人員配置と業務量とのバランス、適性、能力等を総合的に判断し、適材適所を考慮したうえで実施している。

②本学の事務組織は、法人の事務責任者に法人事務局長を、学部の事務責任者に事務部長をおき、各責任者のもとにそれぞれの所属を配置している。法人事務と学部事務は密接に業務の連携をするとともに、法人事務局長を中心に学内の指揮命令系統を一本化している。

③職員の資質・能力向上の機会に関しては、知識の修得や資質向上を図るため、本学が加盟している日本私立大学協会及び日本私立歯科大学協会が毎年主催する各種の外部研修会等への派遣を軸に、各所属で業務遂行上必要性があると判断した場合や自己が希望する場合において、専門の外部研修会等へ積極的に参加させている。なお、受講後は報告書を提出させ、受講した知識を他の事務職員にも還元している。

また、事務職員の自己啓発促進を図ることを目的として、平成10(1998)年に「事務職員自己啓発費助成要領」を制定した。この制度により、関係職員の医療事務、防火管理者、特別産業廃棄物管理者等の必要な資格取得を推進し、各所属の担当業務に有効に活用している。

(3) 3-5の改善・向上方策（将来計画）

現在の事務組織は、必要人員の確保と適切な人員配置がなされ、学内諸会議をはじめ教員組織との連携も考慮しており、効率的な業務運用を図るうえでは問題ない体制と考えている。また、採用については退職即欠員補充及びそれに伴う異動と形骸化されたものではなく、各所属の実情を勘案し対応を決めており、昇任・異動についても同様に、各所属の実情を勘案し実施していく。

3-6 財務基盤と収支

《3-6の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6の自己判定

基準項目3-6を満たしている。

(2) 3-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学の財政上の特徴は、私立大学等経常費補助金の申請をせずに、銀行等の借入金もなく運営していることにある。そのため、学校法人の運営費は、学生生徒納付金と医療収入が主となっている。

中長期的な計画の資金については、少子化の影響を受け経営環境は厳しい状況であるが、資金源の効果的な利用と適切な会計処理を行うことにより、資産運用資金及び資産運用収入にて対応することとしている。

①平成23(2011)年度・平成24(2012)年度

毎年の予算編成において各部門の予算管理責任者から短中長期計画（支出予算）を年度営繕部に提出させ、その予算案をもとに前年度実績を分析し新潟生命歯学部全体の調整を行い、最終的には、法人全体の中長期構想と財務の中長期推計に基づいた全般的な調整を経て予算案を作成し、法人理事会承認のもと予算書が作成され執行されている。

なお、学校法人経理部として、新潟生命歯学部の財政収支を含めた定期的な中長期の資金計画を試算し安定した財政運営の確立に努めている。

②平成23(2011)年度（表1-1参照）

消費収支決算の概要は、法人全体の帰属収入合計が114億1,085万円、そのうち学生納付金が71億6,821万円で収入全体の63%となっており、医療収入については30億2,475万円で収入全体の26%となった。

消費支出の合計額は131億3,812万円で、法人全体としての配分は30%の収支バランスとしていたが、その内訳は教育研究経費支出が全体の35%を占めたことは教育・研究・診療に重きを置いた財務運営がなされたと言える。

なお、学生納付金の減収により消費収入から消費支出を差し引いた法人全体の消費収支差額は、マイナス26億3,789万円となっていることからさらなる収支バランスの確保を必要とする。

また、新潟生命歯学部の帰属収入合計は41億2,199万円で、そのうち学生納付金収入は25億1,394万円、収入全体の61%を占めるが、医療収入は15億964万円で収入全体の37%となった。

消費支出合計は47億4,442万円で、消費収入から消費支出を差し引いた新潟生命歯学部の収支差額はマイナス8億7,934万円となり、引き続き学生数の確保と経費節減による収支バランスが必要となっている。

その他資産としては、経済的に修学困難となった者への支援や本学において研究・研修を希望する国外の研究者に対する助成のため、法人全体として育英奨学基金15億4,143万円、国際学術交流基金8,069万円の第3号基本金引当資産を保有しており、年度末の総額は16億2,212万円となっている。

表 1 - 1 消費収支計算書

(単位：千円)

収入の部	平成23(2011)年度 決算				支出の部	平成23(2011)年度 決算			
	法人全体	%	新潟生命歯学部	%		法人全体	%	新潟生命歯学部	%
学生納付金	7,168,211	63%	2,513,946	61%	人件費	6,456,950	49%	2,714,830	57%
医療収入	3,024,746	26%	1,509,641	37%	教育研究経費	3,928,489	30%	1,684,219	35%
その他	1,217,894	11%	98,404	2%	管理経費	1,394,464	11%	301,028	6%
帰属収入合計	11,410,851	100%	4,121,991	100%	その他	1,358,218	10%	44,348	2%
基本金組入額	△ 910,624		△ 256,911		消費支出合計	13,138,121	100%	4,744,425	100%
消費収入合計	10,500,227		3,865,080		収支差額	△ 2,637,894		△ 879,345	

②平成24(2012)年度 (表1-2参照)

法人全体の消費収支決算の概要は帰属収入合計が109億7,795万円で、そのうち学生納付金収入が65億6,191万円あり収入全体の60%を占めている。医療収入については、31億6,404万円で法人全体の29%となっている。

また法人全体の消費支出合計は139億924万円で、教育研究経費支出を全体の30%に配分しているが、新潟生命歯学部のみでは36%支出しており、教育・研究・診療に最大限の重きを置いた財務運営を行なったことを示している。

一方、法人全体としての平成24(2012)年度の消費収入から消費支出を差し引いた収支差額は、マイナス33億3,906万円の赤字となった。このことは引き続き収支バランスを確保した適切な財務運営を確立していく必要があると言える。

さらに、新潟生命歯学部のみでの帰属収入合計は39億7,492万円で、そのうち学生納付金が23億2,199万円で収入全体の58%を占め、医療収入については15億5,009万円で収入全体の39%となっている。医療収入については生命歯学部の29%を上回っているものの、新潟生命歯学部の消費収支差額はマイナス12億3,806万円で赤字である。生命歯学部同様、今後さらなる安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保が必要となっている。

その他の保有資産としては、育英奨学基金として15億4,636万円、国際学術交流基金として8,069万円を第3号基本金引当資産として保有し、平成24年(2012)年度の総額は16億2,705万円となっている。

表 1 - 2 消費収支計算書

(単位：千円)

収入の部	平成24(2012)年度 決算				支出の部	平成24(2012)年度 決算			
	法人全体	%	新潟生命歯学部	%		法人全体	%	新潟生命歯学部	%
学生納付金	6,561,912	60%	2,321,996	58%	人件費	7,437,750	53%	2,971,415	58%
医療収入	3,164,037	29%	1,550,099	39%	教育研究経費	4,127,552	30%	1,824,758	36%
その他	1,252,003	11%	102,825	3%	管理経費	1,299,255	9%	283,468	5%
帰属収入合計	10,977,952	100%	3,974,920	100%	その他	1,044,683	8%	17,917	1%
基本金組入額	△ 407,772		△ 115,422		消費支出合計	13,909,240	100%	5,097,558	100%
消費収入合計	10,570,180		3,859,498		収支差額	△ 3,339,060		△ 1,238,060	

②平成23(2011)年度・平成24(2012)年度（表1-3参照）

増収と支出の削減により安定した収支バランスの確保に努めたが、法人全体の前年度対比については帰属収入合計が4億3,290万円の減収となり、新潟生命歯学部のみでは2億7,364万円の減収、支出については法人全体が7億7,112万円の増加、新潟生命歯学部では5億6,657万円の支出増となった。

これら減収の最大要因は、少子化による学生数確保の困難と、平成23(2011)年度まで入学時に一括納入としていた学生納付金の教育充実費を、平成24(2012)年度から6年間分割納入に変更したことによるものである。

また、支出増加の要因の一つは、定年(選択定年)退職者の増加と「退職規程」及び「定年取扱規程」の改正による退職金支給率のアップから、人件費支出が増加したことである。

なお、医療収入については、法人全体の前年度比は1億3,929万円の増収、新潟生命歯学部のみでも9,883万円の増収となっている。

表 1 - 3 消費収支計算書 前年度比 (H24 - H23) (単位：千円)

収入の部	前年度比 (H24 - H23)				支出の部	前年度比 (H24 - H23)			
	法人全体	%	新潟生命歯学部	%		法人全体	%	新潟生命歯学部	%
学生納付金	△ 606,299		△ 191,950		人件費	980,800		256,585	
医療収入	139,291		40,458		教育研究経費	199,063		140,539	
その他	34,109		4,421		管理経費	△ 95,209		△ 17,560	
帰属収入合計	△ 432,899		△ 147,071		その他	△ 313,535		△ 26,431	
基本金組入額	502,852		141,489		消費支出合計	771,119		353,133	
消費収入合計	69,953		△ 5,582		収支差額	△ 701,166		△ 358,715	

(3) 3-6の改善・向上方策（将来計画）

収入については、減収の要因となった学生納付金収入の教育充実費が1年ごとに増えて、4年後には変更前と同額になると試算している。しかしながら学生数の確保は必須なので、引き続き増加回復に努める。

医療収入については、法人全体として僅かながら増収となった。特に生命歯学部においては、口腔リハビリテーション施設・多摩クリニックを平成24(2012)年10月に開院したことから、今後さらなる増収を見込んでいる。新潟生命歯学部においても、睡眠歯科センターやインプラントセンターなどの自費診療による医療収入の増加が期待できる。

改善向上方策については、安定した収支バランスを保ちながらも、支出の削減にこれまで以上に取り組まなければならない。平成22(2010)年度には人件費削減（賞与の減率・諸手当の見直し）に取り組んだことにより成果をあげたが、平成24(2012)年度より「退職規程」及び「定年取扱規程」の改正を施行したため退職金支出が増加している。これは定年退職者が一時的に増加していることによるが、5～6年ほどで平年並みになると試算している。

今後、中長期計画に基づく多額な支出が見込まれる、施設・設備整備資金は保有しているが、さらなる充実した財政基盤の安定を図るためには、学生数の確保と医療収入の増収に

取り組んで行く。

一方、支出面においては、不要不急の支出は厳しく抑制する必要があるが、学生の教育機関であることを認識し、教育研究の活性化を図るために必要な予算は重点的に配分し、当該年度であっても必要な経費は補正予算を組むことにより対応していくこととする。

さらに、予算の適正使用のために各部門の費用対効果を検証し、真に教育・研究・診療に必要な支出に限定する厳格な予算を構築して、財政バランスを配慮した実行計画とし、引き続き収支構造が安定するよう支出削減に取り組む。

また今後、外部資金の獲得強化による収入増が特に重要となるので、研究者への外部資金獲得への意識向上に努め、さらなる研究活動の活性化と高度化を図り、公的研究費補助金の獲得増や産学連携推進化による受託研究費等の受入れ強化増に繋げていく。

3-7 会計

《3-7の視点》

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7の自己判定

基準項目3-7を満たしている。

(2) 3-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①平成23年(2011)年度・平成24年(2012)年度

会計処理の適正な実施については、学校法人会計基準および本学の経理規程に従い適正に処理している。

特に新潟生命歯学部は、「経理業務マニュアル(新潟生命歯学部)」に基づき処理しているが、用度営繕部にて入力した「月次予算執行表」を検収し、納品・請求書を科目別・業者別にて集計分類して照合させ、総合銀行振込依頼書などを毎月作成する。さらに入金・出金・振替伝票による補助元帳の記帳など、新潟生命歯学部経費と法人本部経費を区分した月次の「資金取引集計表」を作成し資金管理をしている。

なお、学納金の会計処理については、生命歯学部が新潟生命歯学部分も含め「学納金収納システム」を利用し、収納管理している。

ただし、新潟生命歯学部のみで受け入れている専門研修医の「病院研修授業料」については、新潟生命歯学部が名簿により収納管理しているが、生命歯学部と同様に新潟生命歯学部においても、適正な会計処理と円滑な会計業務を実施している。

②平成23年(2011)年度・平成24年(2012)年度

公認会計士による外部監査を、生命歯学部と新潟生命歯学部合わせて、平成23(2011)年度と平成24(2012)年度ともに年間46日実施し、新潟生命歯学部においては、5月・7月・11月・2月の中旬に各々2日間、2人の公認会計士により実施された。

監査方法は、用度営繕部においての「物品(件)購入審議書」や「請求伝票」など証書類の検査確認や、病院内や研究室へ出向いての現品検査、担当者へのヒヤリング調査など厳

密に実施されている。

また、法人監事による監査は、2人の監事により行われているが、学校法人全体の業務並びに財産状況の把握など定期的に理事会に出席し、法人全体の運営管理に関する監査講評を行っている。さらに評議員会にも出席して、決算時においては監査報告を行うことにより会計監査を厳正に実施している。

(3) 3-7の改善・向上方策（将来計画）

会計処理について新潟生命歯学部としては、平成27(2015)年4月の学校会計基準の改正に伴い、経理部職員をはじめ用度営繕部職員に対しても、会計・税務処理の知識習得に努めるため研修会等の参加を促し、学内においても新会計基準の会計処理について研修指導を行うこととする。

また生命歯学部では、新学校会計基準による会計処理の適正な実施に備えた「新会計基準対応のソフトウェア」を、平成26(2014)年10月に導入して、平成27(2015)年4月から実施するが、新潟生命歯学部においては円滑に順応し適宜改正する。

[基準3の自己評価]

本学の経営・管理については、「学校法人日本歯科大学寄附行為」に基づき高等教育機関としての社会的使命を果たすべく、建学の精神の具現化と本学の目的達成に向け、継続的に努力を続けている。また、大学の設置・運営に関連する各種法令を遵守し、適切な運営を行っている。

法人の最高意思決定機関として「理事会」、理事会の諮問機関である「評議員会」において、確実な業務の遂行と目的の実現に向けて努力を継続している。さらに、大学の使命・目的を達成するため、教育環境の保全、教学運営、学生支援活動において目的に沿った実施がされているか、教授会、学内各種委員会において継続検証をしている。

新潟生命歯学部における意思決定機関は教授会で、重要項目については理事会の承認を得ることになっている。法人理事会と教授会との連携については、教授会の議を経て必要な事項は理事会の審議に付されるが、理事会の基本方針として教授会の決議が最優先されており、良好な連携が保たれている。

学長は学務をつかさどり、所属教職員を指揮監督し、大学を代表するとともにその遂行に必要な権限を有し、本学の管理運営の執行は学長が学内意思統一のうえ、実施の陣頭指揮に立ち、大学の意思決定の各会議の議長となってリーダーシップを発揮している。

法人の事務責任者に法人事務局長を、学部の事務責任者に事務部長をおき、各責任者のもとにそれぞれの所属を配置している。法人事務と学部事務は密接に業務の連携をするとともに、法人事務局長を中心に学内の指揮命令系統を一本化している。

本学の財政上の特徴は、私立大学等経常費補助金の申請をせずに、銀行等の借入金もなく運営していることにある。そのため、学校法人の運営費は、学生生徒納付金と医療収入が主となっている。中長期的な計画の資金については、少子化の影響を受け経営環境は厳しい状況だが資金源の効果的な利用と適切な会計処理を行うことにより、資産運用資金及び資産運用収入にて対応することになっている。

なお、学校法人経理部として新潟生命歯学部の財政収支を含めた、定期的な中長期の資

金計画を試算し安定した財政運営の確立に努めている。

会計については、学校法人会計基準及び本学の経理規程に従い適正に処理している。

特に新潟生命歯学部は、「経理業務マニュアル(新潟生命歯学部)」に基づき処理しているが、用度営繕部で入力した「月次予算執行表」を検収し、納品・請求書を科目別・業者別にて集計分類して照合させ、総合銀行振込依頼書などを毎月作成する。さらに入金・出金・振替伝票による補助元帳の記帳など、新潟生命歯学部経費と法人本部経費を区分した月次の「資金取引集計表」を作成し、不必要な支出が無いよう適切な会計処理に努めている。

基準 4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

《4-1の視点》

- 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価
- 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性
- 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1の自己判定

基準項目4-1を満たしている。

(2) 4-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は、創立以来、建学の精神に基づく大学の使命や目的は一貫して掲げられ継承され、昭和47(1972)年に2番目の歯学部として開設した新潟生命歯学部においても受け継がれ、生命歯学部同様に建学の精神に基づく社会的貢献を果たしてきたことは、本学の誇る伝統といえる。継承されてきた建学の精神と大学の基本理念を踏まえ、新潟生命歯学部では「自立して歯科医療を担う歯科医師を養成するとともに、生命体及び生命体への医療行為を学ぶことにより、生命歯学に関する知識と技術と倫理観を兼ね備え、地域歯科医療と福祉医療を包含する広範な歯科医療に貢献し、公衆衛生の増進に寄与する医療人を育成する」ことを、本学の使命・目的と定め学則により明確に示している。あわせて「勤務のしおり」により、教職員に対して「大学の目的が教育・研究・診療である」ことを簡潔に示し、そのいずれかの分野において本学の目的を達成するため責務を全うすることを求めている。

上記の大学及び大学院の目的と社会的使命を達成するために、日本歯科大学新潟生命歯学部・日本歯科大学大学院新潟生命歯学研究科自己点検・評価規程を制定し、日本歯科大学新潟生命歯学部・日本歯科大学大学院新潟生命歯学研究科の教育、研究、診療の向上を図り、各部門において自ら行う点検及び評価に関し、必要な事項を定め、定期的に報告書を発行し公表している。なお、本学は、学校教育法の改正により、すべての大学が7年に1度、国から認証された評価機関によって、大学機関別認証評価いわゆる第三者評価を受けることが義務付けられたことから、平成20(2008)年度に「財団法人日本高等教育評価機構」による大学機関別認証評価（第三者評価）を受審し、平成21(2009)年3月には、同機構が定める全ての大学評価基準を満たしているとする「認定証」を受審することができた。

この本学として初めての大学機関別認証評価（第三者評価）受審において、学校教育法によって義務付けられた自己点検・評価が完全実施されていない状況報告となったことから、以後、次回の受審に向けて本学部・研究科として遅滞なく取り組むことを基本方針とした。これによって、平成25(2013)年9月に自己点検評価実施委員会を開催し、平成23(2011)・24(2012)年度の新潟生命歯学部・新潟生命歯学研究科自己点検・評価について、日本高等教育評価機構による最新の評価基準項目に従い、実施することを決定した。本学は、自ら行う点検及び評価の取り組みの定着とその効果を高めるために、自己点検・評価を定期的実施することを通じて、周期的な自己点検・評価のサイクルの中で教育活動の活発化とその質的向上に取り組んでいると判断している。

(3) 4-1の改善・向上方策（将来計画）

日本歯科大学新潟生命歯学部・日本歯科大学大学院新潟生命歯学研究科自己点検・評価規程により、日本歯科大学新潟生命歯学部・日本歯科大学大学院新潟生命歯学研究科の教育、研究、診療の恒常的な向上を図る目的で、各部門において自ら行う点検及び評価に関し、必要な事項を定め、定期的に報告書を発行し公表に務めているが、自己点検・評価に必要な項目については、今後も、自主性・自律性を重んじて、社会的なニーズあるいはグローバル化に的確に対応しながら改訂を進めていく。公表についてもホームページ、冊子などあらゆる媒体を活用し社会へ発信していく。

4-2 自己点検・評価の誠実性

《4-2の視点》

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2の自己判定

基準項目4-2を満たしている。

(2) 4-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①日本歯科大学新潟生命歯学部・日本歯科大学大学院新潟生命歯学研究科自己点検・評価規程では、エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価を担保するため、実施委員会の構成員として、新潟生命歯学部長を委員長として、各部署の管理者を委員として置き、さらに現状把握のための十分な調査・データの収集と分析のため委員会の下に、明確な役割分担に基づき担当者を置いている。その結果として、現状把握のための調査・データ・資料の収集・整理と分析によって様々な問題点や課題が浮き上がり、エビデンスに基づいた客観性、透明性の高い自己点検・評価を実施し、その報告書を定期的に公表してきた。

自己点検・評価の結果については、教授会、病院科長会議を通して全教職員に周知されるとともに、本学ホームページへの掲載を通して広く社会へ情報公開している。

また、平成20(2008)年度に「財団法人日本高等教育評価機構」の大学機関別認証評価（第三者評価）を受審した際の「平成20年度日本歯科大学自己評価報告書」についても、本学ホームページの法人広報において社会への公表を行っている。

以上により、本学においては、自己点検・評価の誠実性は十分確保されていると考える。

(3) 4-2の改善・向上方策（将来計画）

現状把握のための十分な調査・データの収集については、報告書の作成時には十分に集積されていると考えているが、さらに高いエビデンスをと求めるために、各部署において恒常的に収集し、年度ごとの検証が必要と考えている、また、自己点検・評価結果については、特に学生並びに保護者に対して、ホームページ掲載の案内を、クラスミーティング、保護者説明会等において、さらに積極的に知らせて行く必要性を感じている。

4-3 自己点検・評価の有効性

《4-3の視点》

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3の自己判定

基準項目4-3を満たしている。

(2) 4-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は、自己点検・評価結果から、教授会、病院科長会議、学部内連絡会議、病院連絡会議、研究科委員会、研究推進委員会、カリキュラム委員会が主体となり、自己点検・評価の結果の確認と次年度に向けた改善点の抽出に努力をしている。それぞれの組織からあがってきた改善点については、重要度、緊急度、難易度を踏まえて検討されている。さらに新年度の教授会において歯学部長から到達目標が示され、教職員に十分周知されている。

また、個々の教職員についても、ワークショップ、朝礼等を通じて通達、あるいは議論がなされている。以上により、本学においては、自らの自己点検・評価の結果及び日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価（第三者評価）の結果を、教育、臨床、研究をはじめ大学運営全体の改善と向上につなげるために有効に機能していると判断している。

(3) 4-3の改善・向上方策（将来計画）

本学では2回目の大学機関別認証評価（第三者評価）を受けるにあたり、前回平成20(2008)年からの学生気質の変化、社会のニーズの高度化、行政、各種医療団体からの要請に対応するために、自己点検・評価に必要な項目についての見直し、あるいは現状把握のための十分な調査・データの収集方法の再検討等を行い、自主性・自律性を尊重した、自己点検・評価の適切性、誠実性、有効性の視点から恒常的なPDCAサイクルの仕組みについて検討していく。具体的にはPDCAサイクルを回すための組織構造として、教授会等の教員組織に加えて事務組織間における連絡システムの構築と規程の策定が必要と考えている。すなわち教授会、病院科長会議と同等レベルの事務系部長級連絡会議の設置並びに運用規程の策定、公表である。

[基準4の自己評価]

本学は、自ら行う点検及び評価の取り組みの定着とその効果を高めるために、自己点検・評価を定期的実施することを通じて、周期的な自己点検・評価のサイクルの中で教育活動の活発化とその質的向上に取り組んでいると判断している。

関連法令に適合していることはもちろんのこと、各基準項目における事実の説明と自己評価を総合判断した結果、本学としては、基準4全般について十分満たしているものと判断する。

自己点検・評価の結果については、教授会、病院科長会議を通して全教職員に周知されるとともに、本学ホームページへの掲載を通して広く社会へ情報公開している。

また、平成20(2008)年度に「財団法人日本高等教育評価機構」の大学機関別認証評価（第三者評価）を受審した際の「平成20年度日本歯科大学自己評価報告書」についても、本学

ホームページの法人広報において社会への公表を行っている。

従って、本学においては、自己点検・評価の誠実性は十分確保されていると考える。

本学は、自己点検・評価結果から、教授会、病院科長会議、病院連絡会議、研究科委員会、研究推進委員会、カリキュラム委員会が主体となり、自己点検・評価の結果の確認と次年度に向けた改善点の抽出に努力している。それぞれの組織からあがってきた改善点については、重要度、緊急度、難易度について検討されている。さらに新年度の教授会において歯学部長から到達目標が示され、教職員に周知されている。

また、個々の教職員についても、ワークショップ、朝礼等を通じて通達、あるいは議論がなされている。以上により、本学においては、自らの自己点検・評価の結果及び日本高等教育評価機構による認証評価の結果を、教育、臨床、研究をはじめ大学運営全体の改善と向上につなげるために有効に機能していると判断している。

IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準A. 在宅歯科医療による社会貢献と教育・研修

A-1 在宅歯科医療による社会貢献と教育・研修

《A-1の視点》

A-1-① 在宅歯科往診ケアチームの活動実績

A-1-② 在宅歯科医療の普及に向けた情報発信と次世代の人材育成教育

(1) A-1の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①日本歯科大学新潟病院は、昭和47(1972)年の開院以来地域歯科医療の拡充に努めてきたが、福祉における歯科医療の重要性に鑑み、昭和55(1980)年に障害児歯科センターを開設（第38回新潟日報文化賞受賞）、昭和63(1988)年には障害者歯科センターを開設した。

この間、寝たきり等の事情で来院できない高齢者や障害者にとって、生命を維持し健康の回復を図るには食事が不可欠な要素であり、そのためには歯や口腔内の健診、治療の往診システムを構築する必要があるとの判断から、昭和62(1987)年に在宅歯科往診ケアチームを編成し、全国歯科大学初の「在宅歯科往診ケア」を開始した。その後、20年にわたる同チームの実績が評価され、平成19(2007)年に第60回新潟日報文化賞（社会活動部門）を受賞した。

また、在宅歯科往診ケアチームは、ボランティア事業として平成7(1995)年より、県内福祉施設における無料歯科健診を毎年実施しており、平成23(2011)年度は27施設、1,448人、平成24(2012)年度においては27施設、1,517人、に対して実施された。（表1）

このようなチームスタッフの努力によって往診の受診希望者が増加し、当初の週3日の往診体制から、現在は週5日の体制で口腔ケアを含めた往診ケアが実施されている。開始以来1万件以上の在宅歯科往診ケアが行われる等、本院を中心に半径16kmの範囲において在宅歯科往診ケアシステムが確立したことは、全国的にも例がないものとなっており、平成25(2011)年には第63回保健文化賞を受賞し、皇居における表彰式にはチーム長の黒川裕臣教授が出席し表彰状と記念品を受けた。

表1 在宅歯科往診チーム実績（平成23年度、平成24年度）

	平成23年度	平成24年度
往診ケア延べ人数	1,640人	1,259人
口腔ケア延べ人数	318人	260人
無料歯科検診実施施設	25施設（1,318人）	26施設（1,316人）

②在宅歯科往診ケアチームの活動は、実際の臨床のみに限らず、関係専門学会における高齢者歯科医療に関する研究発表や歯科医師会等における学術講演を行うことにより、日本全国において訪問診療を実施もしくは計画している団体や個人に対し、有益な情報を提供

してきており高い評価を受けている。また、平成 16(2004)・17(2005)年度の科学研究費補助金を受け、研究水準を一層向上させた。

さらに、訪問歯科診療には臨床研修歯科医、第5学年臨床実習生（フィールド実習）及び新潟短大病院実習生（訪問口腔ケア）の全員が必ず複数回参加することで、今後の地域福祉歯科医療を担う人材の養成にも寄与している。また、高齢者福祉施設の看護・介護職員と連携し、口腔ケアの精度向上を目指した講習や指導を実施しており、その効果は確実に上がってきている。

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

①②これまで、新潟病院では訪問歯科医療を通して高齢者福祉歯科医療に関する実績を積み重ねてきているが、残念ながら未だに地域格差が存在するのが現状である。今後、高齢化はさらに進行すると考えられるが、一方で一施設の訪問歯科診療圏には限界があることから、さらなる地域医療連携の推進が求められる。実際の医療現場では「患者本位の多様な連携技術」、「包括的空間の理解」が必要となると考えられ、医療・看護・福祉・介護等の多職種との連携、チームアプローチの中での歯科医療の役割の標準化推進が重要となる。

具体的には、これまでの活動をさらに推進するべく、在宅歯科往診ケアチームから病院診療科としての位置の確立、訪問歯科診療や口腔ケアを補助できる歯科衛生士育成のための専攻科設立などを考えている。

〔基準 A の自己評価〕

在宅歯科往診ケアは、高齢化が加速しているわが国において、高齢者福祉医療の核をなす重要な方略の一つである。本学新潟病院における在宅歯科往診ケアチームによるこれまでの活動は、実際の臨床のみでなく研究や教育を通して、今後の超高齢社会に対応できる歯科医師及び歯科衛生士の育成をも考慮したものであり、これは本学の持つ物的・人的資源の活用による社会貢献にほかならない。

このように、基準項目における事実の説明と自己評価を総合的に判断した結果、本学としては、基準 A 全般について十分満たしているものと判断する。

基準 B. 世界標準を見据えた国際交流と人材育成

B-1 世界標準を見据えた国際交流と人材育成

《B-1 の視点》

B-1-① 国際姉妹校連合加盟校による交換学生交流と留学生受入れ

(1) B-1 の自己判定

基準項目 B-1 を満たしている。

(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①日本歯科大学は、平成24(2012)年までに海外14か国、17大学の歯学部と姉妹校提携を行っているが、本学の姉妹校提携は、昭和46(1971)年10月に行われた本学校友の周汝川理事長の台湾・中山医学院（現中山医学大学）に始まる。本学の国際交流は、この提携より約10年経ってから活発化し、昭和59(1984)年に行われたミシガン大学（アメリカ）との姉妹校提携から、平成18(2006)年のメリーランド大学（アメリカ）に至るまで、2年間に1大学以上のペースで提携が行われてきた。メリーランド大学の前身は、世界で最初の歯科医学校であるボルチモア歯科医学校である。さらに、平成24(2011)年には、香港大学との提携が行われ、これらの提携にもとづいて研究者や学生を姉妹校に派遣するとともに、各姉妹校からも同様に受け入れた。（表2）

表2 日本歯科大学国際姉妹校・協定校

数	提携年	大 学 名	国 名	都市名
1	1971年	中山医学大学	台湾	台中
2	1984年	ミシガン大学	アメリカ	アナーバー
3	1985年	パリ大学	フランス	パリ
4	1985年	四川大學華西口腔医学院	中国	成都
5	1986年	ベルン大学	スイス	ベルン
6	1986年	ヘブライ大学	イスラエル	エルサレム
7	1987年	ブリティッシュ・コロロンビア大学 (UBC)	カナダ	バンクーバー
8	1987年	マンチェスター大学	イギリス	マンチェスター
9	1988年	マヒドン大学	タイ	バンコク
10	1991年	トゥルク大学	フィンランド	トゥルク
11	1992年	フィリピン大学	フィリピン	マニラ
12	1993年	ペンシルバニア大学	アメリカ	フィラデルフィア
13	1997年	アデレード大学	オーストラリア	アデレード
14	1997年	オタゴ大学	ニュージーランド	ダニディン
15	2005年	国立モンゴル健康科学大学	モンゴル	ウランバートル
16	2006年	メリーランド大学ボルチモア歯学部	アメリカ	ボルチモア
17	2012年	香港大学	香港	香港

①さらに本学は、1対1の姉妹校提携と同時に複数の大学間の交流を目的として、ミシガン大学歯学部とともに昭和60(1985)年に「口腔保健のための国際姉妹校連合」（IUSOH, International Union of Schools of Oral Health）を創設したが、この活動に共鳴して現在

14か国、17校の歯科大学が加盟している。

IUSOH活動としては、年刊の「ニューズレター」(IUSOH Newsletter)を発行し、2年に1度各国でIUSOH会議を開催して情報・意見交換を行っている。さらに、複数のIUSOH加盟校参加のもとに、昭和61(1986)年より国内外で「国際歯学研修会」を開催し、国際的な歯学学術研究に貢献しているが、現在まで8回の開催を数えている。

①現在の本学における交換学生の派遣と受入れ制度は、本学両学部6人の学生と同行教員1人が、姉妹校カナダのブリティッシュ・コロンビア大学とワシントン州立大学を訪問し、ブリティッシュ・コロンビア大学から同数の学生と教員が生命歯学部及び新潟生命歯学部を訪問しあう、各々2週間を研修期間とする本学独自の教育システムである。この学生交流システムは、昭和61(1986)年のアメリカのミシガン大学との交換学生交流に始まり、平成24(2012)年で25回目を迎え、派遣は144人、受入れは155人に上っている。(表3)

表3 交換学生数および教員数

回数	年次	大学	姉妹校からの交換学生		本学からの交換学生	
			学生数	教員数	学生数	教員数
1	1986年	ミシガン大学	2	1	6	1
2	1987年	ミシガン大学	6	1	6	1
		UBC	3	0		
3	1988年	ミシガン大学	4	2	6	1
		UBC	6	0		
4	1989年	ミシガン大学	4	2	6	1
		UBC	4	1		
5	1990年	ミシガン大学	4	1	6	1
		UBC	4	1		
	1991年	湾岸戦争により中止				
6	1992年	UBC	6	1	6	1
7	1993年	UBC	6	1	6	1
8	1994年	UBC	6	1	6	2
9	1995年	UBC	6	1	6	1
10	1996年	UBC	6	1	6	1
11	1997年	UBC	6	1	6	1
12	1998年	UBC	6	1	6	1
13	1999年	UBC	6	1	6	1
14	2000年	UBC	6	0	6	2
15	2001年	UBC	6	1	6	1
16	2002年	UBC	6	1	米国同時多発テロにより中止	
	2003年	UBC	SARSにより中止			
17	2004年	UBC	7	1	6	1
18	2005年	UBC	6	1	6	1
19	2006年	UBC	7	0	6	1
20	2007年	UBC	6	1	6	1
21	2008年	UBC	7	0	6	1
22	2009年	UBC	6	1	6	1
23	2010年	UBC	5	1	6	1
24	2011年	UBC	2	3	6	1
25	2012年	UBC	6	1	6	1
計			155	28	144	26

①さらに、本学姉妹校タイのマヒドン大学より、毎年訪問学生を受入れ両学部学生との交流を深めているが、20回目の受入れとなる平成24(2012)年においても、4人のマヒドン大学歯学部学生が4月に約1週間の予定で両学部を訪れ、学内見学や学生交流を行った。(表4)

表4 マヒドン大学訪問学生受け入れ

回数	年次	期間	学生数	(男)	(女)
3	1992年	3.3 - 3.9	4	2	2
4	1993年	3.4 - 3.11	4	0	4
5	1994年	3.7 - 3.11	4	1	3
	1995年	阪神大震災のため中止			
6	1996年	4.3 - 4.11	5	2	3
7	1997年	3.31 - 4.7	6	1	5
8	1998年	4.5 - 4.8	6	2	4
9	1999年	4.7 - 4.10	8	2	6
10	2000年	4.5 - 4.9	7	1	6
11	2001年	4.2 - 4.8	8	3	5
12	2002年	4.15 - 4.19	7	0	7
	2003年	SARSのため中止			
13	2004年	4.6 - 4.15	6	2	4
14	2005年	4.6 - 4.13	6	2	4
15	2006年	4.5 - 4.12	6	4	2
16	2007年	4.5 - 4.12	7	3	4
17	2008年	4.8 - 4.13	6	3	3
18	2009年	4.5 - 4.9	6	2	4
19	2010年	4.6 - 4.9	6	1	5
	2011年	東日本大震災のため中止			
20	2012年	4.2 - 4.6	6	1	5
計			100	30	70

①本学姉妹校台湾の中山医学大学からは平成11(1999)年より、歯科臨床研修(当初2か月、現在1か月)と両学部学生との交流を目的に、定例的に6人の第5学年学生を受入れている。なお、この臨床研修は新潟病院における臨床見学・体験により、単位認定を行っている。(表5)さらに、平成24年10月から1年間の予定で、3名の留学生(第4学年に編入)受け入れを開始した。(表6)

表5 中山医学大学訪問学生受け入れ

回数	年次	期間	学生数	(男)	(女)
1	1999年	9.5 - 10.29	5	2	3
2	2000年	9.13 - 11.11	4	4	0
3	2001年	9.3 - 10.22	7	5	2
4	2002年	9.15 - 11.14	6	3	3
	2003年	SARSのため中止			
5	2004年	9.29 - 11.14	6	3	3
6	2005年	9.30 - 10.26	6	0	6
7	2006年	9.30 - 10.25	6	3	3
8	2007年	10.1 - 10.23	6	3	3
9	2008年	9.27 - 10.23	6	0	6

10	2009年	9.26 - 10.21	6	3	3
11	2010年	10.3 - 10.26	6	3	3
12	2011年	10.3 - 10.25	6	3	3
13	2012年	10.1 - 10.23	6	3	3
計			76	35	41

表6 中山医学大学留学生受け入れ					
回数	年次	期間	学生数	(男)	(女)
1	2012年	10.1 - 9.14	3	1	2
	2013年	(予定)			
計			3	1	2

①本学は、従来から、姉妹校等からの大学院国費留学生や日中笹川医学研究者制度による留学生を受入れており、毎年関係者が在学しているが、今後とも積極的に受け入れる方針である。

(3) B-1の改善・向上方策（将来計画）

①昭和61(1986)年から継続している姉妹校交換学生制度については、これまで各姉妹校から331名の交換学生の受け入れと、本学から146名の交換学生派遣を行っている。また、同行教員においても、それぞれ30名近くの教員が姉妹校を訪問し国際交流を図っている。さらに、平成24(2012)年からは、中山医学大学より3名の留学生（1年間）受け入れも開始した。しかしながら、受け入れ学生の総数に対し派遣学生の総数は少なく、訪問国も限られているのが現状であり、今後は国際交流の場を広げるべく工夫する必要があると考えられる。また、訪問制度のみでなく、留学生の交換制度も充実させ世界標準に向けた教育を行っていく予定である。

[基準Bの自己評価]

昭和61(1986)年から継続している姉妹校交換学生制度を始めとする国際交流事業は、本学の特性を十分活かし、世界標準を見据えた人的資源の育成に貢献するものである。

このように、基準項目における事実の説明と自己評価を総合的に判断した結果、本学としては、基準B全般について十分満たしているものと判断する。